

営業時間短縮に係る

感染拡大

STOP!
COVID-19

防止協力金

飲食店等
を対象

のご案内

— 中小事業者向け —

令和3年4月12日~5月11日実施分

申請受付要項

申請
受付期間

令和3年6月21日(月)~8月20日(金)

※オンライン申請は令和3年6月30日(水)~8月20日(金)

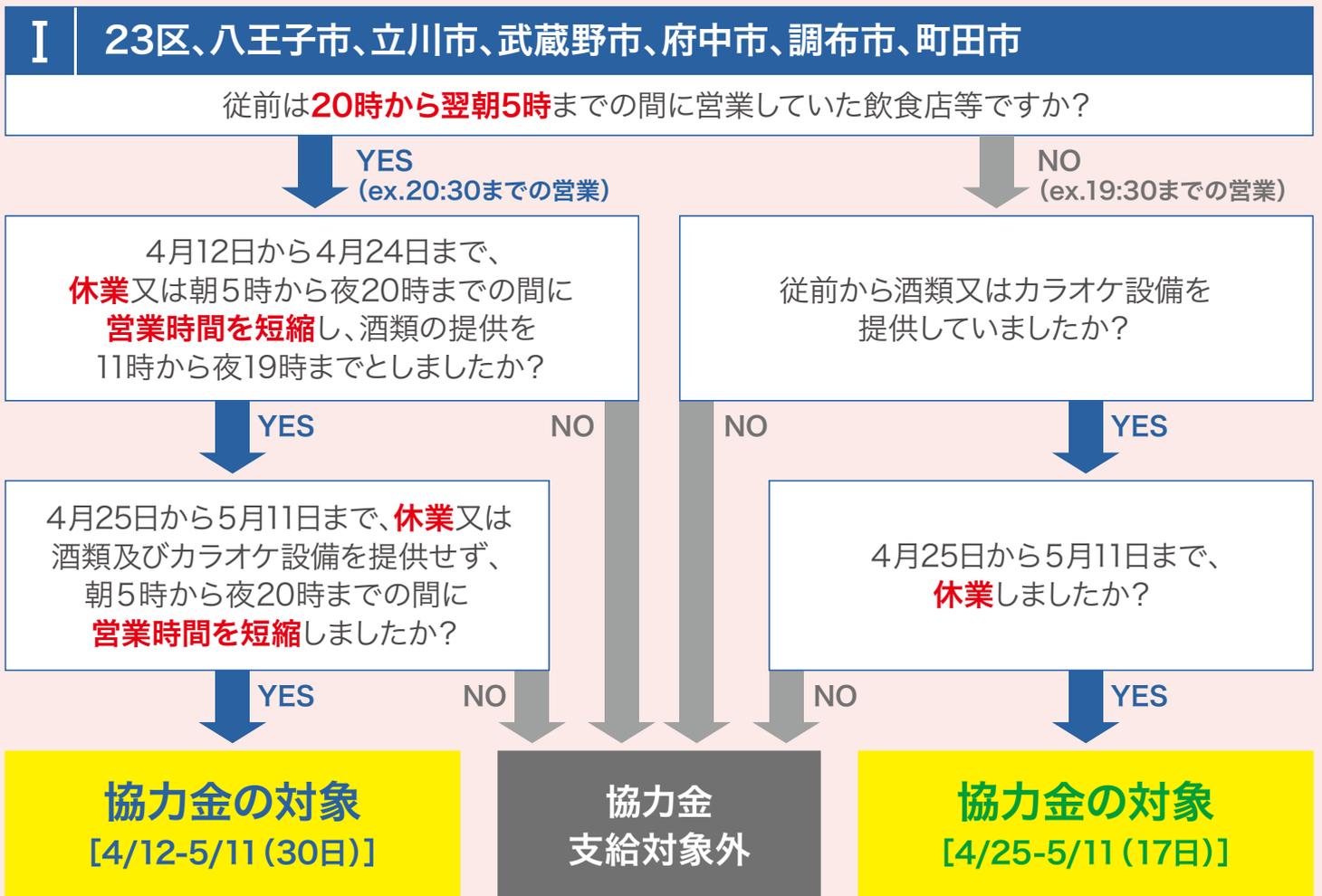
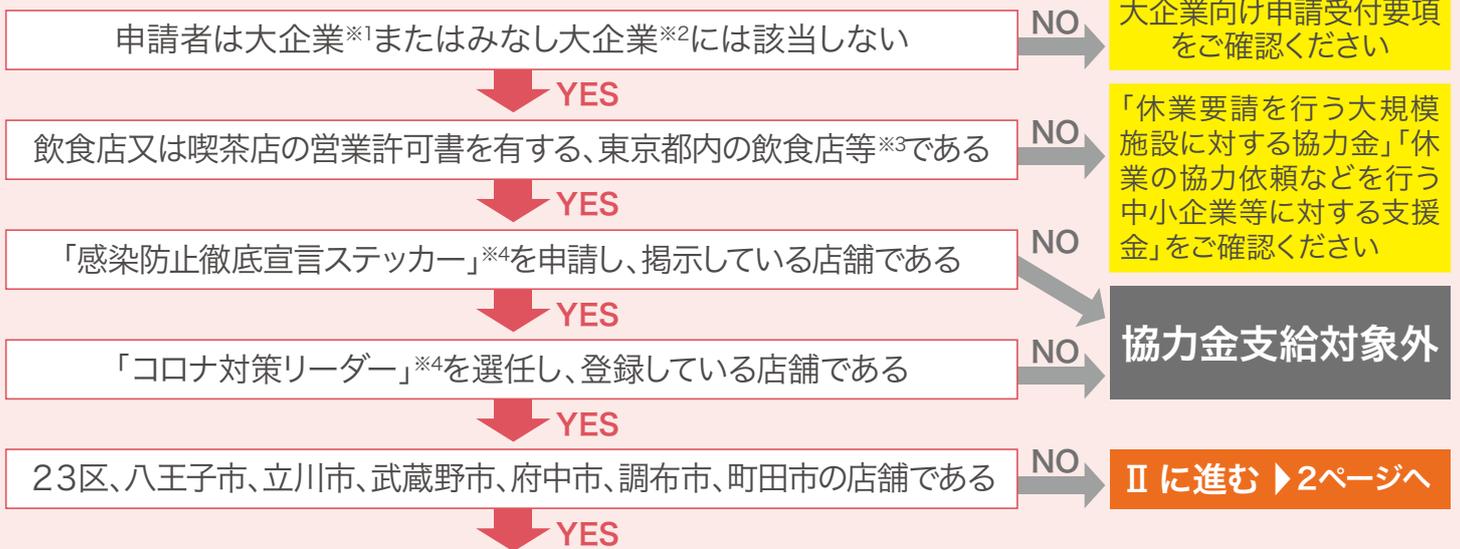
専用
ポータルサイト

<https://2021.jitan.metro.tokyo.lg.jp/apr1/index.html>
オンライン申請の場合は、このポータルサイトから申請してください。



協力金の対象(店舗ごとに判定)

協力金を申請する店舗が、協力金の対象かどうかをご確認ください。



※1 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業(小売業であれば、資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人)に該当しない会社

※2 みなし大企業とは、次に掲げるいずれかの事項に該当する中小企業をいいます。

- ・大企業が単独で発行済株式総数又は出資総額の1/2以上を所有又は出資していること
- ・大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の2/3以上を所有又は出資していること
- ・役員総数の1/2以上を大企業の役員又は職員が兼務していること
- ・その他大企業が実質的に経営を支配(大企業及びその子会社等が過半数の議決権を保持する場合など)する力を有していると考えられること

※3 飲食店等とは「飲食店」及び「遊興施設等(バー・カラオケボックス等)」で飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている店舗です。

※4 感染防止徹底宣言ステッカーやコロナ対策リーダーについては、東京都防災ホームページをご確認ください。

「感染防止徹底宣言ステッカー/コロナ対策リーダー」

<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/torikumi/1008262/1008420/index.html>

Ⅱ 「Ⅰ」以外の区域

従前は**21時から翌朝5時**までの間に営業していた飲食店等ですか？

YES
(ex.21:30までの営業)

NO

4月12日から4月24日まで、**休業**又は朝5時から夜21時までの間に**営業時間を短縮**し、酒類の提供を11時から夜20時までとしましたか？

YES

NO

4月25日から5月11日まで、**休業**又は酒類及びカラオケ設備を提供せず、朝5時から夜20時までの間に**営業時間を短縮**しましたか？

YES

NO

協力金の対象
[4/12-5/11 (30日)]

従前の閉店時間が20時から21時までの店舗ですか？

YES
(ex.20:30までの営業)

NO
(ex.19:30までの営業)

4月25日から5月11日まで**休業**、または酒類及びカラオケ設備を提供せず、朝5時から夜20時までの間に**営業時間を短縮**しましたか？

NO

YES

協力金の対象
[4/25-5/11 (17日)]

従前から酒類又はカラオケ設備を提供していましたか？

YES

NO

4月25日から5月11日まで、**休業**しましたか？

YES

NO

協力金支給対象外

協力金の概要

趣旨

東京都は、都内全域の飲食店等の皆様に営業時間の短縮等へのご協力をお願いいたしました。この要請に応じて、対象となる店舗（以下「対象店舗」といいます。）を運営されている方で、営業時間の短縮等に協力いただいた中小企業、個人事業主等の皆様に対して、協力店舗ごとに「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（令和3年4月12日～5月11日実施分）」（以下「協力金」といいます。）を支給いたします。

支給額

全面的にご協力いただいた期間の対象店舗数に応じて支給額は異なります。

令和3年4月12日～5月11日実施分 ▶ 一店舗当たり68万円～600万円

令和3年4月12日から5月11日までの全期間、営業時間の短縮要請に全面的にご協力いただいた場合に支給

※店舗の所在地が都内ではない場合は、協力金の対象とはなりません。

※要請の開始日以降に開店した店舗、また要請期間中に閉店した店舗は、本協力金の対象とはなりません。

申請手続き等

1 本協力金に関する問合せ先

下記相談センターにてご質問等を受け付けております。

東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター

（電話）03-5388-0567

（受付時間）9：00～19：00（土・日・祝も開設しています）

感染拡大防止協力金等コールセンター ※令和3年6月30日から

（電話）0570-0567-92

（受付時間）9：00～19：00（土・日・祝も開設しています）

2 本協力金の申請に必要な書類等の入手方法

次の都関係機関等において、令和3年6月30日より入手できます。

- ・都税事務所・支所 <https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/jimusho.pdf>
- ・都内区市町村

申請受付期間及び受付方法

(1) 申請受付期間

令和3年6月21日(月曜日)から令和3年8月20日(金曜日)まで
※オンライン申請は令和3年6月30日14時から申請可能になります。

(2) 申請受付方法

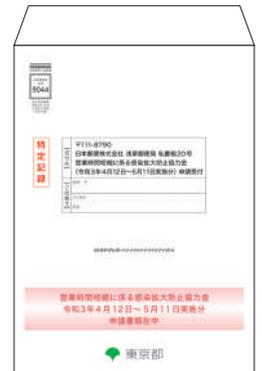
下記宛先に郵送することで提出できます。

なお、令和3年6月30日から「申請受付要項」冊子と一緒に配布している専用封筒をお使いいただき、郵便局窓口において「特定記録郵便」として出していただくことも可能です。

郵
送

**【宛先】 〒111-8790
日本郵便株式会社 浅草郵便局 私書箱20号
営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金
(令和3年4月12日～5月11日実施分) 申請受付**

※これまでの協力金の郵送先と異なりますので、ご注意ください。
※都税事務所・支所への持参による申請の受付は行っておりません。



オン
ライ
ン

令和3年6月30日14時より、本協力金の専用ポータルサイトからWebを通じて提出できます。
(ただし、特例申請は、令和3年7月7日(水)から申請開始となります)

(URL) <https://2021.jitan.metro.tokyo.lg.jp/apr1/index.html>

なお、8月20日(金曜日)23時59分までに送信を完了してください。

※申請が完了した場合には、登録したメールアドレス宛に「**完了通知メール**」が届きます。

- 申請は、店舗ごとではなく、店舗を運営する事業者単位でまとめて申請願います。なお、**申請後の店舗追加はできません**。また、**同一事業者による複数回の申請も受け付けられない**ため、申請前に対象店舗を十分ご確認ください。
- 営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金(令和3年4月1日～令和3年4月11日実施分)に係る申請書類と宛先が異なるため、**同封しないでください**。同封された場合はどちらの申請も支給が遅れる場合があります。ご注意ください。

オンライン申請がお勧めです。

協力金の申請には、様々なメリットがあるオンライン申請がお勧めです。

オンライン申請のメリット

簡単

早い

便利

●申請準備に手間がかからない

様々な申請書類をWEBサイトからダウンロード・提出ができるので、書類入手・送付の手間がかかりません。また、申請サイトに必要項目を入力するだけで、申請金額が自動で計算されるので、ご自身で計算する必要はありません。振込先の金融機関コード、支店コード、申請者が法人の場合は法人番号も事前に調べる必要がなく申請サイトから検索・入力が簡単に行えます。スマートフォンでも申請が可能なので、場所・時間を選ばず申請ができます。

●申請から支給までの期間が短い

提出書類のやりとりがWEB上で完結できるため、**郵送申請に比べて振込までの期間を短縮できます。**郵送申請では、申請内容の記載が不足・誤り・判読不能などの理由により、その修正のやり取りに時間がかかるケースが目立っています。オンライン申請では、誤りがある場合は申請情報入力時にエラーが表示されるので、申請ミスを防ぐことができ、審査がスムーズに行われます。

●いつでも審査状況を確認できる

マイページにログインすると、申請した内容や、審査状況をいつでも確認できます。

●審査完了時にメールが届く

審査が完了すると登録したメールアドレスにメールが届きます。

メール到着後、概ね1週間以内で入金となります。



協力金の申請簡素化（事業者ごとに判定）

協力金を申請する事業者が、協力金の申請を簡素化できるかどうかをご確認ください。

注意 協力金の支給を受けるには、1～2ページの協力金の対象店舗であることが前提です。

過去に東京都の営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金の支給を受けたことがある

YES

NO



令和3年1月8日～2月7日実施分※の営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金の支給決定通知を持っている

または



令和3年2月8日～3月7日実施分の営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金の支給決定通知を持っている

または



令和3年3月8日～3月31日実施分の営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金の支給決定通知を持っている

または



令和3年4月1日～4月11日実施分の営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金の支給決定通知を持っている

YES

NO

前回協力金を申請した時の**申請者名、振込先口座、申請する店舗に変更がない**（複数店舗の場合、申請する店舗がすべて同じ）

YES

NO

簡易申請が可能です。

（申請者情報等の申請書類を簡素化できます。）

令和3年1月8日～2月7日実施分、令和3年2月8日～3月7日実施分、令和3年3月8日～3月31日実施分又は、令和3年4月1日～4月11日実施分の協力金の支給決定通知をお持ちの方で、前回申請時の申請者名、振込先口座、申請する店舗に変更がない方用

通常申請を行ってください。

左記以外の方用

※令和3年1月12日～2月7日実施分、令和3年1月22日～2月7日実施分を含みます。以下同じです。

申請に必要な書類の事例

申請者の状況（申請する内容・パターン）に応じて、用意すべき「申請に必要な書類」の数が異なります。以下でいくつかの事例を紹介いたします。

申請者の状況(申請する内容)	用意すべき「申請に必要な書類」	少ない
パターン① <ul style="list-style-type: none"> ✓ オンライン申請 ✓ 簡易申請 ✓ 全店舗が一日の売上高10万円以下 ✓ 営業許可書の更新なし（有効期限内） ✓ 感染拡大防止徹底点検済証を取得 	1. 誓約書 2. 営業時間短縮等の状況が確認できる書類 3. 感染拡大防止徹底点検済証 ※売上高の証拠書類等は提出不要	
申請者の状況(申請する内容)	用意すべき「申請に必要な書類」	↑
パターン② <ul style="list-style-type: none"> ✓ オンライン申請 ✓ 簡易申請 ✓ 一日の売上高10万円超の店舗がある ✓ 営業許可書の更新なし（有効期限内） ✓ 感染拡大防止徹底点検済証を取得 	1. 誓約書 2. 確定申告書類 3. 売上高の証拠書類 4. 営業時間短縮等の状況が確認できる書類 5. 感染拡大防止徹底点検済証	
申請者の状況(申請する内容)	用意すべき「申請に必要な書類」	↑ 用意する書類の数
パターン③ <ul style="list-style-type: none"> ✓ オンライン申請 ✓ 通常申請 ✓ 全店舗が一日の売上高10万円以下 ✓ 感染拡大防止徹底点検済証を取得 	1. 誓約書 2. 本人確認書類 3. 振込先口座・口座名義人確認書類 4. 飲食店・喫茶店の営業許可書 5. 営業時間短縮等の状況が確認できる書類 6. 感染拡大防止徹底点検済証 ※売上高の証拠書類等は提出不要	
申請者の状況(申請する内容)	用意すべき「申請に必要な書類」	↓
パターン④ <ul style="list-style-type: none"> ✓ 郵送申請 ✓ 通常申請 ✓ 一日の売上高10万円超の店舗がある ✓ 感染拡大防止徹底点検済証が未取得 ✓ 罹災特例が適用される店舗がある 	1. 申請書 2. 確定申告書類 3. 誓約書 4. 本人確認書類 5. 口座振替依頼書 6. 振込先口座・口座名義人確認書類 7. 売上高の証拠書類 8. 飲食店・喫茶店の営業許可書 9. 営業時間短縮等の状況が確認できる書類 10. 光熱水費等のお知らせ・領収書 11. 店舗の内観・外観がわかる写真 12. 感染防止徹底宣言ステッカー掲示写真 13. コロナ対策リーダー宣誓書 14. 罹災証明書等	

申請時に準備する書類

申請は、店舗ごとではなく、店舗を運営する事業者単位でまとめて申請願います。

なお、**申請後の店舗追加はできません**。また、**同一事業者による複数回の申請も受け付けられない**ため、事前に申請する店舗を十分ご確認ください。

注意

令和3年1月8日～2月7日実施分、令和3年2月8日～3月7日実施分、令和3年3月8日～3月31日実施分又は、令和3年4月1日～4月11日実施分の支給決定通知をお持ちの方であっても、**前回申請時と申請店舗(屋号、所在地の変更を含む)が異なる場合、申請者名、振込先口座が変更になった場合は通常申請を行ってください。**

		簡易申請	通常申請
申請に必要な書類		令和3年1月8日～2月7日実施分、令和3年2月8日～3月7日実施分、令和3年3月8日～3月31日実施分又は、令和3年4月1日～4月11日実施分の協力の支給決定通知をお持ちの方で、前回申請時の申請者名、振込先口座、申請する店舗に変更がない方用	左記以外の方用
申請者情報	①感染拡大防止協力金申請書	△ (郵送のみ)	△ (郵送のみ)
	②確定申告書類(控え)	△ ※1	△ ※1
	③誓約書	○	○
	④本人確認書類(写し)	省略可	○
	⑤支払金口座振替依頼書	省略可	△ (郵送のみ)
	⑥振込先口座・口座名義人確認書類	省略可	○
店舗ごとに必要	⑦売上高の証拠書類	△ ※1	△ ※1
	⑧飲食店又は喫茶店の営業許可書(写し)	営業許可期間の更新がない場合省略可	○
	⑨営業時間短縮及び酒類の提供時間の状況が確認できる書類	○	○
	⑩感染拡大防止徹底点検済証(写し)	△ 提出した場合のみ⑭省略可	△ 提出した場合のみ⑪～⑭省略可
	⑪光熱水費等のお知らせ(検針票)又は領収書(写し) ※店舗所在地が記載されているもの	省略可	△ ⑩を提出した場合省略可
	⑫店舗の内観及び外観がわかる写真	省略可	
	⑬「感染防止徹底宣言ステッカー」を店舗に掲示している写真(ステッカー記載の店名が判読できるもの)	省略可	
	⑭コロナ対策リーダーの宣誓書(写し)	△ ※2 一部の方は省略可	△ 必要な方のみ
	⑮罹災証明書等	△ 必要な方のみ	

※1 **店舗の1日の売上高が10万円以下の方は省略できます。**

※2 コロナ対策リーダー宣誓書の提出は、令和3年3月8日～3月31日実施分、令和3年4月1日～4月11日実施分の支給決定通知をお持ちの方のみ省略できます。

申請書類について

簡易申請
通常申請

① 営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金申請書(令和3年4月12日～5月11日実施分)

(※) オンライン申請の場合は不要です。オンライン申請のページで必要項目を入力してください。

1月8日～2月7日実施分、2月8日～3月7日実施分、3月8日～3月31日実施分、4月1日～4月11日実施分の協力金の支給決定通知をお持ちの方で、前回の申請時と申請する店舗等が同一である方

東京都の営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金を初めて申請する方、または左記以外の方

簡易申請用を提出してください。



通常申請用を提出してください。



② 確定申告書類(控え)

【個人事業主】2019年又は2020年の確定申告書B(第一表・第二表)及び所得税青色申告決算書(両面)又は白色申告収支内訳書の写し

【法人】2019年又は2020年の確定申告書別表一及び法人事業概況説明書の写し

(※) 売上高を求める月の含まれる年又は決算期の申告書を提出ください。

(※) 收受印かe-TAX受付日時・受付番号が記載されているものです。押印・記載のない場合は、送信票、受信通知、納税証明書(その2所得金額用、事業所得金額の記載があるもの:税務署で発行)のいずれかを添付してください。

(※) 消費税・地方消費税込みで記載している場合は、消費税・地方消費税を除いた金額がわかる書類を別途作成して提出してください。

(※) 罹災特例適用の場合で2018年の確定申告書類が必要な場合は提出してください。

なお、以下の場合は、省略可とします。

・申請する全ての店舗において、一日当たりの売上高が10万円以下の店舗

③ 誓約書 別紙5

(※) オンライン申請の場合は、誓約書全体をスキャナ又は写真で取り込み、アップロードしてください。

(※) 誓約書の最下部にある代表者職・氏名欄は、**必ず自署**でお願いします(ゴム印、電子署名の使用不可)。

④ 本人確認書類(写し)

(※) 氏名、住所、生年月日が確認できる書類です。なお、**現住所等が裏面記載の場合は裏面**もご提出ください。

(※) マイナンバーが記載されている書類は不可(マイナンバーカードの写しは表面のみ提出であれば可)



■(法人) 法人代表者の運転免許証、保険証等 ■(個人) 運転免許証、保険証等

(※) 保険証の場合は、被保険者等記号・番号の欄が見えないように消してください。

省略可

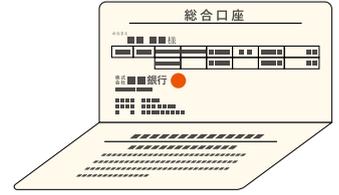
⑤ 支払金口座振替依頼書 別紙6

(※) オンライン申請の場合は不要です。オンライン申請のページで必要項目を入力してください。

省略可

⑥ 振込先口座及び口座名義人が確認できる書類

- 通帳の見開き面の写し、インターネットバンキングの場合は、下記(※)の情報が全てわかるページの写しなど
(※) カナ口座名義人、金融機関名・コード、支店名・コード、預金種目、口座番号がわかるページです。



⑦ 売上高の証拠書類

店舗ごとに必要

- **【売上高方式で1日当たりの売上高を計算する場合】**
店舗ごとの2019年又は2020年の4月、5月の売上高がわかる書類(売上台帳等)
- **【売上高減少額方式で1日当たりの売上高を計算する場合】**
上記に加え、店舗ごとの2021年の4月、5月の売上高がわかる書類(売上台帳等)
- (※) 売上高の証拠書類は**店舗名がわかるもの**を提出してください。申請店舗全ての売上台帳等の提出が必要です。
- (※) **消費税・地方消費税込みで記載している場合は、消費税・地方消費税を除いた金額がわかる書類を別途作成して提出してください。**
- (※) 新規開店等の特例による申請を行う場合には該当する月又は日の売上高がわかる書類(売上台帳等)を提出してください。
- (※) テイクアウトや物品販売に係る売上高は除外します。ただし、それらが飲食業に付随する小規模のものや分離できない場合は、飲食業売上高に含めて計算することも可能とします。

なお、以下のいずれかの場合は、省略可とします。

- ・ 一日当たりの売上高が10万円以下の店舗
- ・ 店舗が1か所であり、飲食業以外の事業を行っていない事業者について、確定申告書類で店舗の飲食業の月次売上高が把握できる場合

⑧ 飲食店又は喫茶店の営業許可書(写し)

店舗ごとに必要

■ (例) 飲食店営業許可書

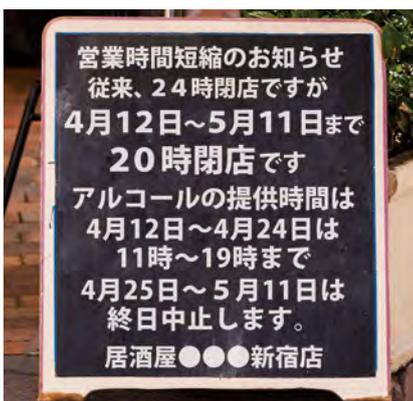


- (※) 1店舗ごとに営業許可書(写し)が必要です。
- (※) 保健所発行の営業許可書を添付してください。
- (※) 公安委員会が発行した「営業許可証—社交飲食店等」では申請できません。
- (※) 直近の申請時以降、営業許可の更新手続きを行った場合は、最新の営業許可書を添付してください。
- (※) 営業許可書の営業者氏名が申請者と一致しない場合は、両者の関係を示す書類及び「飲食店等営業許可書に係る確認書」別紙7又は別紙8が必要です。

⑨ 営業時間短縮及び酒類の提供時間の状況が確認できる書類(4月12日～5月11日)

店舗ごとに必要

■ (例) 営業時間短縮等を告知するポスターを掲示している写真、チラシ、DM等

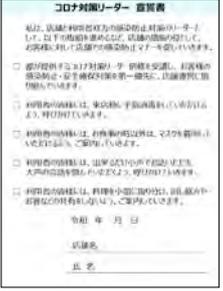


- (※) 申請する店舗の名称や営業時間を短縮する期間(4月12日～5月11日)、営業時間短縮等の状況が明記された書類をご提出ください。
- (※) 酒類を提供する店舗は、酒類の提供時間についても記された書類を提出してください。

■ (悪い例)



- (※) 短縮後の営業時間かどうかわからない。
- (※) 申請店舗かどうかわからない。
- (※) 酒類の提供時間短縮がわからない。

<p>簡易申請 通常申請</p> <p>省略可</p>	<p>12 店舗の内観及び外観がわかる写真</p> <p>店舗ごとに必要</p>  <p>(※) 内観、外観それぞれ以下の点に留意してください。</p> <p>【内観】・常態として飲食できるスペースがあるかどうかを確認できるように、なるべく広く店内が写っている写真としてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イス1つだけの写真や極端に接写している写真など、店内がわかりにくい場合には、追加で写真の提出が必要となります。 <p>【外観】・店舗の全景に加え、「のれん」や看板など、店舗名がわかる写真としてください。看板やロゴ等の位置によっては複数枚の写真となっても差し支えありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・看板のない扉だけの写真など、店舗としての外観がわかりにくい場合には、追加で写真の提出が必要となります。 <p>■ (悪い例)</p> <p>【内観】</p>  <p>(※) 店内かどうかかわからない。</p> <p>(※) 飲食スペースが写っていない。</p> <p>【外観】</p>  <p>(※) 申請店舗かどうかわからない。</p> <p>(※) 看板が無く、申請店舗かどうかわからない。</p>
<p>省略可</p>	<p>13 「感染防止徹底宣言ステッカー」を店舗に掲示している写真</p> <p>店舗ごとに必要</p>  <p>(※) 「感染防止徹底宣言ステッカー」そのもののコピーや写真を添付するのではなく、店舗に掲示していることが明確にわかる写真をご提出ください。</p>  <p>(※) 感染防止徹底宣言ステッカーの申請が必要です。</p> <p>(※) ステッカーに印字された店舗の名称が見える写真を提出してください。</p> <p>(※) 店舗の名称が空白もしくは手書きのものは認められません。</p>
<p>△※一部の方のみ省略可</p>	<p>14 コロナ対策リーダーの宣誓書(写し)</p> <p>店舗ごとに必要</p>  <p>(※) コロナ対策リーダー登録後にダウンロード可能になる宣誓書の写し</p> <p>(※) 下記の場合は省略可</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年3月8日～3月31日実施分、令和3年4月1日～4月11日実施分の支給決定通知をお持ちの方が簡易申請する場合 ・⑬で提出いただく「感染防止徹底宣言ステッカー」の写真において、コロナ対策リーダー研修修了を証明する王冠シールが貼付されている場合  <p>感染防止マナーお声がけ店 (対策リーダー研修修了)</p>
<p>△必要な方のみ</p>	<p>15 罹災証明書等(必要な方のみ)</p> <p>店舗ごとに必要</p> <p>(※) 罹災特例による申請を行う場合には罹災証明書等を提出してください。</p> <p>(例) 消防署で発行される罹災証明書、災害があったことがわかるもの(災害保険の支払請求書等)</p>

- (※) 複数店舗を申請される場合は、⑦～⑮についてそれぞれの店舗ごとにご提出ください。
- (※) 申請書の記入にあたっては、15～33ページの記入例をご確認ください。
- (※) 各書類、写真は鮮明に読み取れるものをご提出ください。
- (※) 都が発行する「感染防止徹底点検済証」の写しを提出する場合は、⑪～⑭の書類の提出を省略できます。
- (※) 申請にあたって提出を省略できる書類でも、審査時に確認のため提出をお願いすることがあります。

支給額の算出方法等

中小企業及び個人事業主の皆様は、事業者ごとに、「売上高方式」「売上高減少額方式」を選択いただき、店舗ごとの支給額を算出してください。なお、**店舗ごとに方式を選択することはできません**のでご注意ください。

支給額は、店舗ごとの「1日当たりの売上高」を基に算出します。「1日当たりの売上高」は、営業時間短縮要請期間（4月及び5月）の売上高総額を61日（4月及び5月の暦日数）で除すことにより算出した金額です（消費税及び地方消費税は除きます）。

I 23区、八王子市、立川市、武蔵野市、府中市、調布市、町田市 の飲食店等

※全期間(4/12～5/11)で同一の考え方です。

中小企業等 (1) 売上高方式

2019年又は2020年の1日当たりの売上高により支給額を算出します。

10万円以下 : 一律4万円×要請日数(30日)

10万円超～25万円未満 : $\frac{\text{1日当たりの売上高} \times 0.4 \times \text{要請日数(30日)}}{\text{千円未満切上げ}}$

25万円以上 : 一律10万円×要請日数(30日)

(2) 売上高減少額方式

$$\left(\frac{\text{2019年又は2020年の4月及び5月の1日当たりの売上高} - \text{2021年の4月及び5月の1日当たりの売上高}}{\text{千円未満切上げ}} \right) \times 0.4 \times \text{要請日数(30日)}$$

II 上記以外の区域の飲食店等

※期間によって、支給の考え方が異なります。

まん延防止等重点措置期間(4/12～4/24)

一律4万円×要請日数(13日)

緊急事態措置期間(4/25～5/11)

この期間は要請日数(17日)で上記「I」と同様の方法で算出

※以下の場合、まん延防止等重点措置期間は対象外となり、緊急事態措置期間(要請日数17日)のみの支給となります。

- ・ I又はIIの区域で酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等のうち、従前の閉店時間が20時より前の店舗が休業に協力いただいた場合
- ・ IIの区域で従前の閉店時間が20時から21時までの店舗が休業又は営業時間短縮に協力いただいた場合

新規開店等の特例による支給額

A 2019年4月2日以降開店の場合

任意の連続する2か月分の売上高 ÷ 暦日数 × 0.4 × 30日
千円未満切上げ

開店期間が2か月に満たない場合

開店～2021年4月11日までの売上高 ÷ 開店～2021年4月11日までの暦日数 × 0.4 × 30日
千円未満切上げ

B 合併、法人成り、事業承継など

事業の継続性が認められる場合は、上記「I」「II」のとおり
事業の継続性が認められない場合は、上記Aのとおり

C 罹災特例

2018～2020年のうちいずれかの年の4月・5月の1日当たりの売上高 × 0.4 × 30日
千円未満切上げ

例) 2019年及び2020年の4月
及び5月に震災・風水害・火災等
の影響があった場合

2018年の4月及び5月の
1日当たりの売上高 × 0.4 × 30日
千円未満切上げ

※上記計算例は売上高方式で計算しています。売上高減少額方式での申請も可能です。

——— 営業時間短縮要請等の対象となっている飲食業の売上高のみ対象 ———

テイクアウトや物品販売に係る売上高は除外します。ただし、それらが飲食業に付随する小規模のものや分離できない場合は、飲食業売上高に含めて計算することも可能とします。

支給額の考え方まとめ

地 域	1日当たりの売上高 (売上高/日)	1店舗当たりの協力金日額	
		まん延防止等 重点措置期間 4/12～4/24	緊急事態 措置期間 4/25～5/11
I 23区、八王子市、 立川市、武蔵野市、 府中市、調布市、 町田市	10万円以下	4万円	
	10万円超～25万円未満	4万円～10万円	
	25万円以上	10万円	
	売上高減少額方式を選択した場合	上限20万円	
II 上記以外の区域	10万円以下	4万円	4万円
	10万円超～25万円未満		4万円～10万円
	25万円以上	10万円	
	売上高減少額方式を選択した場合	4万円	上限20万円

簡易申請用

この申請書は、東京都の営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金の「1月8日～2月7日実施分」、「2月8日～3月7日実施分」、「3月8日～3月31日実施分」、「4月1日～4月11日実施分」のいずれかの支給決定通知をお持ちの方で、**前回の申請時と申請者名、振込先口座、申請する店舗に変更がない場合に、事業者情報を記入する申請書**です。前回申請時と申請する店舗等が異なる場合、又は、いずれの支給決定通知もお持ちでない方は **通常申請用** の申請書をご使用ください。

記入例

① 法人番号

法人の場合は**13桁**の法人番号を必ず記入してください。

② 氏名(個人事業主の方)

個人事業主の方は、氏名欄に「屋号」ではなく、申請者の方の個人名を記入してください。

③ 生年月日

必ず和暦で記入してください。

④ 日中連絡先

日中連絡が取れる方の情報を必ず記入してください。事務局から申請に関するお問い合わせをすることがあります。

⑤ 申請状況

必ずチェックをつけてください。

⑥ 申込番号 (7桁または8桁)

令和3年1月8日～2月7日実施分以降の協力金の支給決定通知に記載の申込番号を左詰めで記入してください。

5S・5K・6S・6K・7S・7K・8S・8Kから始まる7桁、または5YS・5YK・6YS・6YK・7YS・7YK・8YS・8YKから始まる8桁です。

これまでの時短協力金の支給決定通知を複数お持ちの方は、**直近の番号**をご記入ください。

⑦ 支給額の算出方法

「売上高方式」「売上高減少額方式」のいずれかを選択してください。店舗ごとに異なる方式を選択することはできません。

簡易申請用 (東京都の営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金の1月8日～2月7日実施分、2月8日～3月7日実施分、3月8日～3月31日実施分、4月1日～4月11日実施分の支給決定通知をお持ちの方で前回の申請時と申請者名、振込先口座、申請する店舗に変更がない方用)

中小事業者向け
申請者情報シート

別紙 1-1

営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金 申請書 (令和3年4月12日～5月11日実施分)

東京都知事 殿
東京都からの営業時間短縮の要請に基づき、以下のとおり取り組んだため、営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金を申請します。
なお、記載した(チェックした)事項については事実と相違ありません。

記入日 令和 3 年 6 月 30 日

1 申請者の情報

法人の方	
所在地	〒163-8001 東京都 新宿区 西新宿2-8-1
フリガナ	カブシキガイシャトヨウサンギョウ 代表者職名 代表取締役社長
法人名	株式会社都庁産業 代表者氏名 東京 太郎
法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 ※13桁で必ずご記入ください。

個人事業主の方	
住所	〒 都道府県 区・市・町・村
フリガナ	生年月日 明治・大正・昭和・平成
氏名	年 月 日

日中連絡が取れる方	フリガナ シンジュク シロウ	電話番号	03-1234-5678
	氏名 新宿 二郎		

2 今までの営業時間短縮協力金の申請状況

申請状況	5 <input checked="" type="checkbox"/> 東京都の営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金の「1月8日～2月7日実施分」「2月8日～3月7日実施分」「3月8日～3月31日実施分」又は、「4月1日～4月11日実施分」の支給決定通知を持っています。 ※必ずチェックをつけてください。
申込番号	6 1 2 3 4 5 6 7 8 ※「1月8日～2月7日実施分」、「2月8日～3月7日実施分」「3月8日～3月31日実施分」又は、「4月1日～4月11日実施分」の支給決定通知に記載の申込番号(7桁～8桁)を左詰めでご記入ください。複数お持ちの場合は、直近の番号を記入してください。

※この申請書は、東京都の営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金の「1月8日～2月7日実施分」、「2月8日～3月7日実施分」、「3月8日～3月31日実施分」又は、「4月1日～4月11日実施分」の支給決定通知をお持ちの方で、前回の申請時と申請者名、振込先口座、及び申請する店舗に変更がない場合に使用する申請書です。前回申請時と申請する申請者・店舗の情報異なる場合は、通常申請用の申請書をご利用ください。
※東京都の営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金の「1月8日～2月7日実施分」、「2月8日～3月7日実施分」、「3月8日～3月31日実施分」又は、「4月1日～4月11日実施分」の支給決定通知をお持ちでない場合は、通常申請用の申請書をご利用ください。

3 支給額の算出方法

※いずれかに必ず チェックを つけてください。	7 <input checked="" type="checkbox"/> 売上高方式	2019年又は2020年の1日当たりの売上高により支給額を算出します。 10万円以下：一律4万円×30日 ※30日…要請日数 10万円超～25万円未満：1日あたりの売上高×0.4(千円未満切り上げ)×30日 25万円以上：一律10万円×30日
※店舗ごとに方式を 選択することは できません。	<input type="checkbox"/> 売上高減少額方式	(2019年又は2020年の4月及び5月の 1日当たりの売上高 - 2021年の4月及び5月の 1日当たりの売上高) × 0.4 × 30日 千円未満切り上げ

※支給額は、店舗ごとの「1日当たりの売上高」を算出します。「1日当たりの売上高」は、営業時間短縮要請期間(4月及び5月)の売上総額を61日(4月及び5月の暦日数)で除すことにより算出した金額です。また、月単位又は店舗ごとの飲食業売上高を把握することが困難な場合は、店舗ごとの年度の飲食業売上高を年度の日数で除すこと、又は事業者全体の年度の飲食業売上高を店舗数及び年度の日数で除すことにより算出した金額とすることも可能です。

4 申請店舗の所在地

申請店舗の所在地	8 <input checked="" type="checkbox"/> 重点措置区域を含む <input type="checkbox"/> 重点措置区域を含まない
----------	---

※重点措置区域：23区、八王子市、立川市、武蔵野市、府中市、調布市、町田市

5 特例申請する店舗の有無

特例申請する店舗の有無	9 <input checked="" type="checkbox"/> 特例申請なし <input type="checkbox"/> 特例申請あり
-------------	---

6 今回申請する店舗数、営業時間短縮協力金

今回申請する店舗数	10 合計 3 店舗
今回申請する協力金	合計 9,000,000 円

※申請金額計算シート及び店舗情報シートを用いて計算したのち、申請金額合算シートで申請金額の合計を算出して記入してください。

⑧ 申請店舗の所在地

申請される店舗について「重点措置区域を含む」「重点措置区域を含まない」を選択してください。

⑨ 特例申請する店舗の有無

申請される店舗について特例申請の有無を選択してください。

⑩ 今回申請する店舗数、営業時間短縮協力金

今回申請する店舗の合計数と、申請金額の合計を記入してください。
※申請金額合算シートの合算額を記入してください。

中小事業者向け
申請者情報シート

営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金 申請書
(令和3年4月12日～5月11日実施分)

東京都知事 殿

東京都からの営業時間短縮の要請に基づき、以下のとおり取り組んだため、営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金を申請します。
なお、記載した(チェックした)事項については事実と相違ありません。

記入日	令和	年	月	日
-----	----	---	---	---

1 申請者の情報

法人の方										
所在地	〒								都・道 府・県	区・市 町・村
フリガナ								代表者職名		
法人名								代表者氏名		
法人番号										※13桁で必ずご記入ください。

個人事業主の方										
住所	〒								都・道 府・県	区・市 町・村
フリガナ								明治・大正・昭和・平成		
氏名					生年月日		年	月	日	

日中連絡が取れる方	フリガナ								電話番号		
	氏名										

2 今までの営業時間短縮協力金の申請状況

申請状況	<input type="checkbox"/>	東京都の営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金の「1月8日～2月7日実施分」「2月8日～3月7日実施分」「3月8日～3月31日実施分」又は、「4月1日～4月11日実施分」の支給決定通知を持っています。 ※必ずチェックをつけてください。
申込番号		※「1月8日～2月7日実施分」「2月8日～3月7日実施分」「3月8日～3月31日実施分」又は、「4月1日～4月11日実施分」の支給決定通知に記載の申込番号(7桁～8桁)を左詰めでご記入ください。 複数お持ちの場合は、直近の番号を記入してください。

※この申請書は、東京都の営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金の「1月8日～2月7日実施分」「2月8日～3月7日実施分」「3月8日～3月31日実施分」又は、「4月1日～4月11日実施分」の支給決定通知をお持ちの方で、前回の申請時と申請者名、振込先口座、及び申請する店舗に変更がない場合に使用する申請書です。
前回申請時と申請する申請者・店舗の情報異なる場合には、通常申請用の申請書をご利用ください。

※東京都の営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金の「1月8日～2月7日実施分」「2月8日～3月7日実施分」「3月8日～3月31日実施分」又は、「4月1日～4月11日実施分」の支給決定通知をお持ちでない場合は、通常申請用の申請書をご利用ください。

3 支給額の算出方法

<p>※いずれかに必ず チェックを つけてください。</p> <p>※店舗ごとに方式を 選択することは できません。</p>	<input type="checkbox"/>	売上高方式	2019年又は2020年の1日当たりの売上高により支給額を算出します。 10万円以下：一律4万円×30日 ※30日…要請日数 10万円超～25万円未満：1日当たりの売上高×0.4(千円未満切り上げ)×30日 25万円以上：一律10万円×30日
	<input type="checkbox"/>	売上高減少額方式	$\left(\frac{2019年又は2020年の4月及び5月の1日当たりの売上高}{2021年の4月及び5月の1日当たりの売上高} \right) \times 0.4 \times 30日$ 千円未満切り上げ

※支給額は、店舗ごとの「1日当たりの売上高」を基に算出します。「1日当たりの売上高」は、営業時間短縮要請期間(4月及び5月)の売上高総額を61日(4月及び5月の暦日数)で除すことにより算出した金額です。また、月単位又は店舗ごとの飲食業売上高を把握することが困難な場合は、店舗ごとの年度の飲食業売上高を年度の日数で除すこと、又は事業者全体の年度の飲食業売上高を店舗数及び年度の日数で除すことにより算出した金額とすることも可能です。

4 申請店舗の所在地

申請店舗の所在地	<input type="checkbox"/>	重点措置区域を含む
	<input type="checkbox"/>	重点措置区域を含まない

※重点措置区域：23区、八王子市、立川市、武蔵野市、府中市、調布市、町田市

5 特例申請する店舗の有無

特例申請する店舗の有無	<input type="checkbox"/>	特例申請なし
	<input type="checkbox"/>	特例申請あり

6 今回申請する店舗数、営業時間短縮協力金

今回申請する店舗数	合計		店舗
今回申請する協力金	合計		円

※申請単価計算シート及び店舗情報シートを用いて計算したのち、申請金額合算シートで申請金額の合計を算出して記入してください。

簡易申請用

簡易申請を行う方が、店舗情報を記入する申請書は、重点措置区域（23区、八王子市、立川市、武蔵野市、府中市、調布市、町田市）の店舗用（別紙1-1-1）と区域以外の店舗用（別紙1-1-2）の2種類があります。店舗の所在地ごとに間違わずに使用してください。

11 基本情報／取組内容

店舗ごとの情報を記入、チェックしてください。

12 申請金額の算出

申請単価計算シート（別紙3-1-1、3-1-2又は、3-1-3）で算出した申請単価を記入し、取組内容欄「営業時間及び酒類又はカラオケ設備の提供時間の短縮等」でチェックした項目の協力金の対象日数を記入してください。

記入例

23区、八王子市、立川市、武蔵野市、府中市、調布市、町田市の飲食店の方用の申請書となります。

簡易申請用

（東京都の営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金の1月8日～2月7日実施分、2月8日～3月7日実施分、3月8日～3月31日実施分、4月1日～4月11日実施分の支給決定通知をお持ちの方で前回の申請時と申請者名、振込先口座、申請する店舗に変更がない方用）

中小事業者向け
店舗情報シート

※この用紙を適宜コピーしてご使用ください。

別紙1-1-1

7 営業時間短縮等を行った店舗の情報

フリガナ	イザヤマルマルシジュクテン	電話番号	03-1234-5678
店舗名称	居酒屋 ● ● 新宿店		
営業許可書の番号	31新保衛食第0000号		
基本情報 11 従前の営業時間と酒類又はカラオケ設備の提供状況 ※いずれかに必ずチェックをつけてください。	<input checked="" type="checkbox"/> 従前の営業終了時間が夜20時以降の店舗	<input checked="" type="checkbox"/> 提供していた	取組内容欄1をチェックしてください。
	<input type="checkbox"/> 従前の営業終了時間が夜20時以前の店舗	<input type="checkbox"/> 終日提供していない	取組内容欄2をチェックしてください。
	<input type="checkbox"/> 従前の営業終了時間が夜20時以前の店舗	<input type="checkbox"/> 提供していた	取組内容欄3をチェックしてください。
	<input type="checkbox"/> 従前の営業終了時間が夜20時以前の店舗	<input type="checkbox"/> 終日提供していない	協力金の対象外店舗です。

※ 営業許可書の番号は、数字だけでなく、漢字、カタカナ、記号（ハイフン等）も含めて、すべて記入してください。
申請の際に添付する営業許可書の番号と、上の欄に記載する番号が異なる場合、申請が受理されない場合がありますのでお間違いのない様、記入してください。
※ 申請の際に添付する「営業時間短縮及び酒類の提供時間の状況が確認できる書類」の内容と異なる場合には、申請が受理されない場合があります。

ステッカーの掲示	<input checked="" type="checkbox"/> ガイドラインを遵守のうえ、「感染防止徹底宣言ステッカー」を、店舗の顧客が見やすい場所に掲示しました。 ※必ずチェックをつけてください。	
コロナ対策リーダーの選任	<input checked="" type="checkbox"/> 申請する店舗でリーダーを選任し、都のホームページに登録しています。 ※必ずチェックをつけてください。	
取組内容 営業時間と酒類又はカラオケ設備の提供時間の短縮等 ※いずれかに必ずチェックをつけてください。	<input checked="" type="checkbox"/> 4月12日～4月24日の間、休業又は、朝5時～夜20時までの間に営業時間を短縮（酒類の提供は朝11時～夜19時まで）しました。	⇒ 支給の対象：30日間
	<input checked="" type="checkbox"/> 4月25日～5月11日の間、休業又は、酒類及びカラオケ設備の提供を取り止めたうえで朝5時～夜20時までの間に営業時間を短縮しました。	⇒ 支給の対象：30日間
	<input type="checkbox"/> 4月12日～5月11日の間、休業又は、朝5時～夜20時までの間に営業時間を短縮しました。	⇒ 支給の対象：30日間
	<input type="checkbox"/> 4月25日～5月11日の間、休業しました。	⇒ 支給の対象：17日間

8 申請金額の算出

1 店舗目の申請金額	66,000 × 30 日（要請日数）	= 1,980,000円
------------	---------------------	--------------

※ 1 売上高方式で計算した場合に1日当たりの売上高が10万円以下の店舗は、一律4万円となります。
それ以外の店舗は、別紙（3-1-1、3-1-2、3-1-3又は、3-1-4）で算出した申請単価を記入してください。
※ 2 取組内容欄「営業時間と酒類及びカラオケ設備の提供時間の短縮等」でチェックした項目の協力金の対象日数を記載してください。

記入例

23区、八王子市、立川市、武蔵野市、府中市、調布市、町田市以外の飲食店の方用の申請書となります。

簡易申請用

（東京都の営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金の1月8日～2月7日実施分、2月8日～3月7日実施分、3月8日～3月31日実施分、4月1日～4月11日実施分の支給決定通知をお持ちの方で前回の申請時と申請者名、振込先口座、申請する店舗に変更がない方用）

中小事業者向け
店舗情報シート

※この用紙を適宜コピーしてご使用ください。

別紙1-1-2

7 営業時間短縮等を行った店舗の情報

フリガナ	ダイニングマルマルミタカテン	電話番号	0422-00-0000
店舗名称	ダイニング ● ● 三鷹店		
営業許可書の番号	2府保生食第0000号		
基本情報 11 従前の営業時間と酒類又はカラオケ設備の提供状況 ※いずれかに必ずチェックをつけてください。	<input checked="" type="checkbox"/> 従前の営業終了時間が夜21時以降の店舗	<input checked="" type="checkbox"/> 提供していた	取組内容欄1をチェックしてください。
	<input type="checkbox"/> 従前の営業終了時間が夜20時～夜21時の店舗	<input type="checkbox"/> 終日提供していない	取組内容欄2をチェックしてください。
	<input type="checkbox"/> 従前の営業終了時間が夜20時～夜21時の店舗	<input type="checkbox"/> 提供していた	取組内容欄3をチェックしてください。
	<input type="checkbox"/> 従前の営業終了時間が夜20時以前の店舗	<input type="checkbox"/> 終日提供していない	協力金の対象外店舗です。

※ 営業許可書の番号は、数字だけでなく、漢字、カタカナ、記号（ハイフン等）も含めて、すべて記入してください。
申請の際に添付する営業許可書の番号と、上の欄に記載する番号が異なる場合、申請が受理されない場合がありますのでお間違いのない様、記入してください。
※ 申請の際に添付する「営業時間短縮及び酒類の提供時間の状況が確認できる書類」の内容と異なる場合には、申請が受理されない場合があります。

ステッカーの掲示	<input checked="" type="checkbox"/> ガイドラインを遵守のうえ、「感染防止徹底宣言ステッカー」を、店舗の顧客が見やすい場所に掲示しました。 ※必ずチェックをつけてください。	
コロナ対策リーダーの選任	<input checked="" type="checkbox"/> 申請する店舗でリーダーを選任し、都のホームページに登録しています。 ※必ずチェックをつけてください。	
取組内容 営業時間と酒類又はカラオケ設備の提供時間の短縮等 ※いずれかに必ずチェックをつけてください。	<input checked="" type="checkbox"/> 4月12日～4月24日の間、休業又は、朝5時～夜21時までの間に営業時間を短縮（酒類の提供は朝11時～夜20時まで）しました。	⇒ 支給の対象：30日間
	<input checked="" type="checkbox"/> 4月25日～5月11日の間、休業又は、酒類及びカラオケ設備の提供を取り止めたうえで朝5時～夜20時までの間に営業時間を短縮しました。	⇒ 支給の対象：30日間
	<input type="checkbox"/> 4月12日～4月24日の間、休業又は、朝5時～夜21時までの間に営業時間を短縮しました。	⇒ 支給の対象：30日間
	<input type="checkbox"/> 4月25日～5月11日の間、休業又は、朝5時～夜20時までの間に営業時間を短縮しました。	⇒ 支給の対象：17日間
	<input type="checkbox"/> 4月25日～5月11日の間、休業又は、酒類及びカラオケ設備の提供を取り止めたうえで朝5時～夜20時までの間に営業時間を短縮しました。	⇒ 支給の対象：17日間
	<input type="checkbox"/> 4月25日～5月11日の間、休業しました。	⇒ 支給の対象：17日間

8 申請金額の算出

4月12日～4月24日までの期間の申請金額(a)	520,000円
--------------------------	----------

※ 基本情報欄「従前の営業時間」で「従前の営業終了時間が夜21時以降の店舗」をチェックした方は、チェックを入れてください。

4月25日～5月11日までの期間の申請金額(b)	1,020,000円
--------------------------	------------

※ 1 売上高方式で計算した場合に1日当たりの売上高が10万円以下の店舗は、一律4万円となります。
それ以外の店舗は、別紙（3-1-1、3-1-2、3-1-3又は、3-1-4）で算出した申請単価を記入してください。

1 店舗目の申請金額：(a) + (b)	1,540,000円
----------------------	------------

簡易申請用 (東京都の営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金の1月8日～2月7日実施分、2月8日～3月7日実施分、3月8日～3月31日実施分、4月1日～4月11日実施分の支給決定通知をお持ちの方で前回の申請時と申請者名、振込先口座、申請する店舗に変更がない方用)

中小事業者向け
店舗情報シート

※この用紙を適宜コピーしてご使用ください。

別紙1-1-1

7 営業時間短縮等を行った店舗の情報 【 店舗目 】

基本情報	フリガナ		電話番号	
	店舗名称			
	営業許可書の番号			
	従前の営業時間と酒類又はカラオケ設備の提供状況 ※いずれかに必ずチェックをつけてください。	<input type="checkbox"/> 従前の営業終了時間が夜20時以降の店舗 <input type="checkbox"/> 従前の営業終了時間が夜20時以前の店舗	<input type="checkbox"/> 提供していた <input type="checkbox"/> 終日提供していない <input type="checkbox"/> 提供していた <input type="checkbox"/> 終日提供していない	取組内容欄①をチェックしてください。 取組内容欄②をチェックしてください。 取組内容欄③をチェックしてください。 協力金の対象外店舗です。

※営業許可書の番号は、数字だけでなく、漢字、カタカナ、記号（ハイフン等）も含めて、すべて記入してください。

申請の際に添付する営業許可書の番号と、上の欄に記載する番号が異なる場合、申請が受理されない場合がありますのでお間違いのない様、記入してください。

※申請の際に添付する「営業時間短縮及び酒類の提供時間の状況が確認できる書類」の内容と異なる場合には、申請が受理されない場合があります。

取組内容	ステッカーの掲示	<input type="checkbox"/> ガイドラインを遵守のうえ、「感染防止徹底宣言ステッカー」を、店舗の顧客が見やすい場所に掲示しました。 ※必ずチェックをつけてください。
	コロナ対策リーダーの選任	<input type="checkbox"/> 申請する店舗でリーダーを選任し、都のホームページに登録しています。 ※必ずチェックをつけてください。
	営業時間と酒類又はカラオケ設備の提供時間の短縮等 ※いずれかに必ずチェックをつけてください。	① <input type="checkbox"/> ・4月12日～4月24日の間、休業又は、朝5時～夜20時までの間に営業時間を短縮（酒類の提供は朝11時～夜19時まで）しました。 ⇒ 支給の対象：30日間 ・4月25日～5月11日の間、休業又は、酒類及びカラオケ設備の提供を取り止めたうえで朝5時～夜20時までの間に営業時間を短縮しました。
	② <input type="checkbox"/> 4月12日～5月11日の間、休業又は、朝5時～夜20時までの間に営業時間を短縮しました。 ⇒ 支給の対象：30日間	
③ <input type="checkbox"/> 4月25日～5月11日の間、休業しました。 ⇒ 支給の対象：17日間		

8 申請金額の算出

店舗目の申請金額	※1	×	※2	日（要請日数）	=
----------	----	---	----	---------	---

※1 売上高方式で計算した場合に1日当たりの売上高が10万円以下の店舗は、一律4万円となります。

それ以外の店舗は、別紙（3-1-1、3-1-2、3-1-3又は、3-1-4）で算出した申請単価を記入してください。

※2 取組内容欄「営業時間と酒類及びカラオケ設備の提供時間の短縮等」でチェックした項目の協力金の対象日数を記載してください。

簡易申請用 (東京都の営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金の1月8日～2月7日実施分、2月8日～3月7日実施分、3月8日～3月31日実施分、4月1日～4月11日実施分の支給決定通知をお持ちの方で前回の申請時と申請者名、振込先口座、申請する店舗に変更がない方用)

中小事業者向け
店舗情報シート

※この用紙を適宜コピーしてご使用ください。

別紙1-1-2

7 営業時間短縮等を行った店舗の情報 【 店舗目 】

基本情報	フリガナ		電話番号	
	店舗名称			
	営業許可書の番号			
	従前の営業時間と酒類又はカラオケ設備の提供状況 ※いずれかに必ずチェックをつけてください。	<input type="checkbox"/> 従前の営業終了時間が夜21時以降の店舗	<input type="checkbox"/> 提供していた	取組内容欄①をチェックしてください。
			<input type="checkbox"/> 終日提供していない	取組内容欄②をチェックしてください。
		<input type="checkbox"/> 従前の営業終了時間が夜20時～夜21時の店舗	<input type="checkbox"/> 提供していた	取組内容欄③をチェックしてください。
		<input type="checkbox"/> 終日提供していない	取組内容欄④をチェックしてください。	
	<input type="checkbox"/> 従前の営業終了時間が夜20時以前の店舗	<input type="checkbox"/> 提供していた	取組内容欄⑤をチェックしてください。	
		<input type="checkbox"/> 終日提供していない	協力金の対象外店舗です。	

※営業許可書の番号は、数字だけでなく、漢字、カタカナ、記号（ハイフン等）も含めて、すべて記入してください。
申請の際に添付する営業許可書の番号と、上の欄に記載する番号が異なる場合、申請が受理されない場合がありますのでお間違いない様、記入してください。
※申請の際に添付する「営業時間短縮及び酒類の提供時間の状況が確認できる書類」の内容と異なる場合には、申請が受理されない場合があります。

取組内容	ステッカーの掲示	<input type="checkbox"/>	ガイドラインを遵守のうえ、「感染防止徹底宣言ステッカー」を、店舗の顧客が見やすい場所に掲示しました。 ※必ずチェックをつけてください。	
	コロナ対策リーダーの選任	<input type="checkbox"/>	申請する店舗でリーダーを選任し、都のホームページに登録しています。 ※必ずチェックをつけてください。	
	営業時間と酒類又はカラオケ設備の提供時間の短縮等 ※いずれかに必ずチェックをつけてください。	①	<input type="checkbox"/>	・4月12日～4月24日の間、休業又は、朝5時～夜21時までの間に営業時間を短縮（酒類の提供は朝11時～夜20時まで）しました。 ⇒ 支給の対象：30日間
				・4月25日～5月11日の間、休業又は、酒類及びカラオケ設備の提供を取り止めたうえで朝5時～夜20時までの間に営業時間を短縮しました。
		②	<input type="checkbox"/>	・4月12日～4月24日の間、休業又は、朝5時～夜21時までの間に営業時間を短縮しました。 ⇒ 支給の対象：30日間
				・4月25日～5月11日の間、休業又は、朝5時～夜20時までの間に営業時間を短縮しました。
③		<input type="checkbox"/>	4月25日～5月11日の間、休業又は、酒類及びカラオケ設備の提供を取り止めたうえで朝5時～夜20時までの間に営業時間を短縮しました。 ⇒ 支給の対象：17日間	
④	<input type="checkbox"/>	4月25日～5月11日の間、休業又は、朝5時～夜20時までの間に営業時間を短縮しました。 ⇒ 支給の対象：17日間		
⑤	<input type="checkbox"/>	4月25日～5月11日の間、休業しました。 ⇒ 支給の対象：17日間		

8 申請金額の算出

4月12日～4月24日までの期間の申請金額(a)	<input type="checkbox"/>	一律4万円×13日（要請日数）	=	520,000円
--------------------------	--------------------------	-----------------	---	----------

※基本情報欄「従前の営業時間」で「従前の営業終了時間が夜21時以降の店舗」をチェックした方は、チェックを入れてください。

4月25日～5月11日までの期間の申請金額(b)	※1	× 17日（要請日数）	=	
--------------------------	----	-------------	---	--

※1 売上高方式で計算した場合に1日当たりの売上高が10万円以下の店舗は、一律4万円となります。
それ以外の店舗は、別紙（3-1-1、3-1-2、3-1-3又は、3-1-4）で算出した申請単価を記入してください。

店舗目の申請金額：(a) + (b)	
--------------------	--

中小事業者向け
申請者情報シート

営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金 申請書
(令和3年4月12日～5月11日実施分)

東京都知事 殿

東京都からの営業時間短縮の要請に基づき、以下のとおり取り組んだため、営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金を申請します。
なお、記載した(チェックした)事項については事実と相違ありません。

記入日	令和	年	月	日
-----	----	---	---	---

1 申請者の情報

法人の方										
所在地	〒							都・道 府・県		区・市 町・村
フリガナ							代表者職名			
法人名							代表者氏名			
中小企業者であることの確認	資本金 (又は出資金)				万円	中小企業基本法 上の業種			常時雇用する 従業員数	人
法人番号									※13桁で必ずご記入ください。	

個人事業主の方										
住所	〒							都・道 府・県		区・市 町・村
フリガナ							生年月日	明治・大正・昭和・平成		
氏名							年	月	日	

日中連絡が 取れる方	フリガナ							電話番号			
	氏名										

2 支給額の算出方法

<p>※いずれかに必ず チェックをつけて ください。</p> <p>※店舗ごとに方式を 選択することは できません。</p>	<input type="checkbox"/> 売上高方式	2019年又は2020年の1日当たりの売上高により支給額を算出します。 10万円以下：一律4万円×30日 ※30日…要請日数 10万円超～25万円未満：1日あたりの売上高×0.4×30日 ※千円未満切上げ 25万円以上：一律10万円×30日
	<input type="checkbox"/> 売上高減少額方式	$\left(\frac{2019年又は2020年の4月及び5月の1日当たりの売上高}{2021年の4月及び5月の1日当たりの売上高} \right) \times 0.4 \times 30日$ ※千円未満切上げ

※支給額は、店舗ごとの「1日当たりの売上高」を基に算出します。「1日当たりの売上高」は、営業時間短縮要請期間(4月及び5月)の売上高総額を61日(4月及び5月の暦日数)で除すことにより算出した金額です。また、月単位又は店舗ごとの飲食業売上高を把握することが困難な場合は、店舗ごとの年度の飲食業売上高を年度の日数で除すこと、又は事業者全体の年度の飲食業売上高を店舗数及び年度の日数で除すことにより算出した金額とすることも可能です。

3 申請店舗の所在地

申請店舗 の所在地	<input type="checkbox"/> 重点措置区域を含む
	<input type="checkbox"/> 重点措置区域を含まない

※重点措置区域：23区、八王子市、立川市、武蔵野市、府中市、調布市、町田市

4 特例申請する店舗の有無

特例申請 する店舗 の有無	<input type="checkbox"/> 特例申請なし
	<input type="checkbox"/> 特例申請あり

5 今回申請する店舗数、営業時間短縮協力金

今回申請する店舗数	合計		店舗
今回申請する協力金	合計		円

※申請単価計算シート及び店舗情報シートを用いて計算したのち、申請金額合算シートで申請金額の合計を算出して記入してください。

通常申請用

・この申請書は、初めて東京都の営業時間短縮に係る感染拡大防止協力を申請する方、「1月8日～2月7日実施分」、「2月8日～3月7日実施分」、「3月8日～3月31日実施分」、「4月1日～4月11日実施分」いずれの支給決定通知もお持ちでない方、または、過去の支給決定通知を持っているが前回申請時と今回申請する店舗が異なる方用の、事業者情報を記入する申請書です。

記入例

① 資本金

NPO等で資本金・出資金がない場合は、不要です。

② 中小企業基本法上の業種

以下のいずれかの業種を記入してください。

- ・小売業
- ・サービス業
- ・卸売業
- ・製造業その他

※主に飲食店を営む事業者は小売業となります。

③ 法人番号

法人の場合は13桁の法人番号を必ず記入してください。

④ 氏名(個人事業主の方)

個人事業主の方は、氏名欄に「屋号」ではなく、申請者の方の個人名を記入してください。

⑤ 生年月日

必ず和暦で記入してください。

⑥ 日中連絡先

日中連絡が取れる方の情報を必ず記入してください。事務局から申請に関するお問い合わせをすることがあります。

⑦ 支給額の算出方法

「売上高方式」「売上高減少額方式」のいずれかを選択してください。店舗ごとに異なる方式を選択することはできません。

通常申請用 (初めて東京都の営業時間短縮に係る感染拡大防止協力の申請をする方、1月8日～2月7日実施分、2月8日～3月7日実施分、3月8日～3月31日実施分、4月1日～4月11日実施分の支給決定通知をお持ちでない方、または前回申請時と今回申請する店舗が異なる方用)

中小事業者向け
申請者情報シート

別紙 2-1

営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金 申請書 (令和3年4月12日～5月11日実施分)

東京都知事 殿
東京都からの営業時間短縮の要請に基づき、以下のとおり取り組んだため、営業時間短縮に係る感染拡大防止協力を申請します。
なお、記載した(チェックした)事項については事実と相違ありません。

記入日 令和 3 年 6 月 30 日

1 申請者の情報

法人の方	
所在地	〒 1 6 3 - 8 0 0 1 東京 新宿 区 西新宿 2 - 8 - 1
フリガナ	カブシキガイシャチヨウサンキョウ 代表者職名 代表取締役社長
法人名	株式会社都庁産業 代表者氏名 東京 太郎
中小企業者であることの確認	① 資本金(又は出資金) 100 万円 ② 中小企業基本法上の業種 小売業 ③ 常時雇用する従業員数 15 人
法人番号	③ 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 ※13桁で必ず記入ください。

個人事業主の方

住所	〒 - - - - - 都道府県 区市町村
フリガナ	明治・大正・昭和・平成
氏名	④ 生年月日 ⑤ 年 月 日

日中連絡が取れる方	フリガナ シンジュク ジロウ 電話番号 03-1234-5678
	氏名 新宿 二郎

2 支給額の算出方法

※いずれかに必ずチェックをつけてください。	<input checked="" type="checkbox"/> 売上高方式	2019年又は2020年の1日当たりの売上高により支給額を算出します。 10万円以下：一律4万円×30日 ※30日…要請日数 10万円超～25万円未満：1日当たりの売上高×0.4×30日 ※千円未満切上げ 25万円以上：一律10万円×30日
※店舗ごとに方式を選択することはできません。	<input type="checkbox"/> 売上高減少額方式	(2019年又は2020年の4月及び5月の1日当たりの売上高 - 2021年の4月及び5月の1日当たりの売上高) × 0.4 × 30日 千円未満切上げ

※支給額は、店舗ごとの「1日当たりの売上高」を算出します。「1日当たりの売上高」は、営業時間短縮要請期間(4月及び5月)の売上高総額を61日(4月及び5月の暦日数)で除すことにより算出した金額です。また、月単位又は店舗ごとの飲食業売上高を把握することが困難な場合は、店舗ごとの年度の飲食業売上高を年度の日数で除すこと、又は事業者全体の年度の飲食業売上高を店舗数及び年度の日数で除すことにより算出した金額とする事も可能です。

3 申請店舗の所在地

申請の所	<input checked="" type="checkbox"/> 重点措置区域を含む
	<input type="checkbox"/> 重点措置区域を含まない

※重点措置区域：23区、八王子市、立川市、武蔵野市、府中市、調布市、町田市

4 特例申請する店舗の有無

特例申請する店舗の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 特例申請なし
	<input type="checkbox"/> 特例申請あり

5 今回申請する店舗数、営業時間短縮協力金

今回申請する店舗数	合計 3 店舗
今回申請する協力金	合計 9,000,000 円

※申請準備計算シート及び店舗情報シートを用いて計算したのち、申請金額合算シートで申請金額の合計を算出して記入してください。

⑧ 申請店舗の所在地

申請される店舗について「重点措置区域を含む」「重点措置区域を含まない」を選択してください。

⑨ 特例申請する店舗の有無

申請される店舗について特例申請の有無を選択してください。

⑩ 今回申請する店舗数、営業時間短縮協力金

今回申請する店舗の合計数と、申請金額の合計を記入してください。
※申請金額合算シートで申請金額の合計を算出して記入してください。

通常申請用（初めて東京都の営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金の申請をする方、1月8日～2月7日実施分、2月8日～3月7日実施分、3月8日～3月31日実施分、4月1日～4月11日実施分の支給決定通知をお持ちでない方、または前回申請時と今回申請する店舗が異なる方用）

中小事業者向け
店舗情報シート

※この用紙を適宜コピーしてご使用ください。

別紙2-1-1

6 営業時間短縮等を行った店舗の情報 【 店舗目 】

基本情報	フリガナ					電話番号		
	店舗名称							
	所在地	〒		-		都・道 府・県	区・市 町・村	
	営業許可書の 番号							
	従前の 営業時間と 酒類又は カラオケ設備 の提供状況 ※いずれかに 必ずチェックを つけてください。	□ 従前の営業終了時間が夜20時以降の店舗	□ 提供していた		取組内容欄①をチェックしてください。			
□ 終日提供していない			取組内容欄②をチェックしてください。					
□ 従前の営業終了時間が夜20時以前の店舗		□ 提供していた		取組内容欄③をチェックしてください。				
		□ 終日提供していない		協力金の対象外店舗です。				

※営業許可書の番号は、数字だけでなく、漢字、カタカナ、記号（ハイフン等）も含めて、すべて記入してください。

申請の際に添付する営業許可書の番号と、上の欄に記載する番号が異なる場合、申請が受理されない場合がありますのでお間違いのない様、記入してください。

※申請の際に添付する「営業時間短縮及び酒類の提供時間の状況が確認できる書類」の内容と異なる場合には、申請が受理されない場合があります。

取組内容	ステッカーの掲示	□	ガイドラインを遵守のうえ、「感染防止徹底宣言ステッカー」を、店舗の顧客が見やすい場所に掲示しました。 ※必ずチェックをつけてください。	
	コロナ対策 リーダーの選任	□	申請する店舗でリーダーを選任し、都のホームページに登録しています。 ※必ずチェックをつけてください。	
	営業時間と 酒類又は カラオケ設備の 提供時間の短縮 等 ※いずれかに 必ずチェックを つけてください。	①	□	・4月12日～4月24日の間、休業又は、朝5時～夜20時までの間に 営業時間を短縮（酒類の提供は朝11時～夜19時まで）しました。 ⇒ 支給の対象：30日間
		②	□	・4月25日～5月11日の間、休業又は、酒類及びカラオケ設備の提供を 取り止めたうえで朝5時～夜20時までの間に営業時間を短縮しました。 ⇒ 支給の対象：30日間
③		□	4月12日～5月11日の間、休業又は、朝5時～夜20時までの間に営業時間を 短縮しました。 ⇒ 支給の対象：17日間	

7 申請金額の算出

店舗目の申請金額	※1	×	※2	日（要請日数）	=	
----------	----	---	----	---------	---	--

※1 売上高方式で計算した場合に1日当たりの売上高が10万円以下の店舗は、一律4万円となります。

それ以外の店舗は、別紙（3-1-1、3-1-2、3-1-3又は、3-1-4）で算出した申請単価を記入してください。

※2 取組内容欄「営業時間と酒類又はカラオケ設備の提供時間の短縮等」でチェックした項目の協力金の対象日数を記入してください。

通常申請用（初めて東京都の営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金の申請をする方、1月8日～2月7日実施分、2月8日～3月7日実施分、3月8日～3月31日実施分、4月1日～4月11日実施分の支給決定通知をお持ちでない方、または前回申請時と今回申請する店舗が異なる方用）

中小事業者向け
店舗情報シート

※この用紙を適宜コピーしてご使用ください。

別紙2-1-2

6 営業時間短縮等を行った店舗の情報

【 店舗目 】

基本情報	フリガナ					電話番号		
	店舗名称							
	所在地	〒		-		都・道 府・県	区・市 町・村	
	営業許可書の番号							
従前の営業時間と酒類又はカラオケ設備の提供状況 ※いずれかに必ずチェックをつけてください。	□ 従前の営業終了時間が夜21時以降の店舗	□ 提供していた		取組内容欄①をチェックしてください。				
		□ 終日提供していない		取組内容欄②をチェックしてください。				
	□ 従前の営業終了時間が夜20時～夜21時の店舗	□ 提供していた		取組内容欄③をチェックしてください。				
		□ 終日提供していない		取組内容欄④をチェックしてください。				
	□ 従前の営業終了時間が夜20時以前の店舗	□ 提供していた		取組内容欄⑤をチェックしてください。				
		□ 終日提供していない		協力金の対象外店舗です。				

※営業許可書の番号は、数字だけでなく、漢字、カタカナ、記号（ハイフン等）も含めて、すべて記入してください。

申請の際に添付する営業許可書の番号と、上の欄に記載する番号が異なる場合、申請が受理されない場合がありますのでお間違いない様、記入してください。

※申請の際に添付する「営業時間短縮及び酒類の提供時間の状況が確認できる書類」の内容と異なる場合には、申請が受理されない場合があります。

取組内容	ステッカーの掲示	□	ガイドラインを遵守のうえ、「感染防止徹底宣言ステッカー」を、店舗の顧客が見やすい場所に掲示しました。 ※必ずチェックをつけてください。	
	コロナ対策リーダーの選任	□	申請する店舗でリーダーを選任し、都のホームページに登録しています。 ※必ずチェックをつけてください。	
	営業時間と酒類又はカラオケ設備の提供時間の短縮等 ※いずれかに必ずチェックをつけてください。	①	□	・4月12日～4月24日の間、休業又は、朝5時～夜21時までの間に営業時間を短縮（酒類の提供は朝11時～夜20時まで）しました。 ⇒ 支給の対象：30日間 ・4月25日～5月11日の間、休業又は、酒類及びカラオケ設備の提供を取り止めたうえで朝5時～夜20時までの間に営業時間を短縮しました。
		②	□	・4月12日～4月24日の間、休業又は、朝5時～夜21時までの間に営業時間を短縮しました。 ⇒ 支給の対象：30日間 ・4月25日～5月11日の間、休業又は、朝5時～夜20時までの間に営業時間を短縮しました。
		③	□	4月25日～5月11日の間、休業又は、酒類及びカラオケ設備の提供を取り止めたうえで朝5時～夜20時までの間に営業時間を短縮しました。 ⇒ 支給の対象：17日間
		④	□	4月25日～5月11日の間、休業又は、朝5時～夜20時までの間に営業時間を短縮しました。 ⇒ 支給の対象：17日間
⑤		□	4月25日～5月11日の間、休業しました。 ⇒ 支給の対象：17日間	

7 申請金額の算出

4月12日～4月24日までの期間の申請金額(a)	□	一律4万円×13日（要請日数）	=	520,000円
--------------------------	---	-----------------	---	----------

※基本情報欄「従前の営業時間」で「従前の営業終了時間が夜21時以降の店舗」をチェックした方は、チェックを入れてください。

4月25日～5月11日までの期間の申請金額(b)	※1	× 17日（要請日数）	=	
--------------------------	----	-------------	---	--

※1 売上高方式で計算した場合に1日当たりの売上高が10万円以下の店舗は、一律4万円となります。

それ以外の店舗は、別紙（3-1-1、3-1-2、3-1-3又は、3-1-4）で算出した申請単価を記入してください。

店舗目の申請金額：(a)+(b)	
------------------	--

通常申請用

・通常申請を行う方が、店舗情報を記入する申請書は、重点措置区域（23区、八王子市、立川市、武蔵野市、府中市、調布市、町田市）の店舗用（別紙2-1-1）と区域以外の店舗用（別紙2-1-2）の2種類があります。店舗の所在地ごとに間違わずに使用してください。

11 基本情報／取組内容

店舗ごとの情報を記入、チェックしてください。

12 申請金額の算出

申請単価計算シート（別紙3-1-1、3-1-2又は、3-1-3）で算出した申請単価を記入し、取組内容欄「営業時間及び酒類又はカラオケ設備の提供時間の短縮等」でチェックした項目の協力金の対象日数を記入してください。

記入例

23区、八王子市、立川市、武蔵野市、府中市、調布市、町田市の飲食店の方用の申請書となります。

通常申請用（初めて東京都の営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金の申請をする方、1月8日～2月7日実施分、2月8日～3月7日実施分、3月8日～3月31日実施分、4月1日～4月11日実施分の支給決定通知をお持ちでない方、または前回申請時と今回申請する店舗が異なる方用）

中小事業者向け
店舗情報シート

※この用紙を適宜コピーしてご使用ください。

別紙2-1-1

6 営業時間短縮等を行った店舗の情報

フリガナ	イザカヤマルマルシジュケン		電話番号	03-1234-5678	
店舗名称	居酒屋 ●● 新宿店				
所在地	〒	1 6 3 - 8 0 0 1	東京	都	新宿 区
営業許可書の番号	31新保衛食第0000号				
基本情報 11	従前の営業時間と酒類又はカラオケ設備の提供状況 ※いずれかに必ずチェックをつけてください。	<input checked="" type="checkbox"/> 従前の営業終了時間が夜20時以降の店舗	<input checked="" type="checkbox"/> 提供していた	取組内容欄1をチェックしてください。	
		<input type="checkbox"/> 従前の営業終了時間が夜20時以前の店舗	<input type="checkbox"/> 終日提供していない	取組内容欄2をチェックしてください。	
		<input type="checkbox"/> 従前の営業終了時間が夜20時～夜21時の店舗	<input type="checkbox"/> 提供していた	取組内容欄3をチェックしてください。	
		<input type="checkbox"/> 従前の営業終了時間が夜20時以前の店舗	<input type="checkbox"/> 終日提供していない	協力金の対象外店舗です。	

※ 営業許可書の番号は、数字だけでなく、漢字、カタカナ、記号（ハイフン等）も含めて、すべて記入してください。
申請の際に添付する営業許可書の番号と、上の欄に記載する番号が異なる場合、申請が受理されない場合がありますのでお間違いのない様、記入してください。
※ 申請の際に添付する「営業時間短縮及び酒類の提供時間の状況が確認できる書類」の内容と異なる場合には、申請が受理されない場合があります。

ステッカーの掲示	<input checked="" type="checkbox"/>	ガイドラインを遵守のうえ、「感染防止徹底宣言ステッカー」を、店舗の顧客が見やすい場所に掲示しました。 ※必ずチェックをつけてください。
コロナ対策リーダ者の選任	<input checked="" type="checkbox"/>	申請する店舗でリーダ者を選任し、都のホームページに登録しています。 ※必ずチェックをつけてください。
取組内容	営業時間と酒類又はカラオケ設備の提供時間の短縮等 ※いずれかに必ずチェックをつけてください。	<input checked="" type="checkbox"/> 4月12日～4月24日の間、休業又は、朝5時～夜20時までの間に営業時間を短縮（酒類の提供は朝11時～夜19時まで）しました。 ⇒ 支給の対象：30日間 <input checked="" type="checkbox"/> 4月25日～5月11日の間、休業又は、酒類及びカラオケ設備の提供を取り止めたうえで朝5時～夜20時までの間に営業時間を短縮しました。 ⇒ 支給の対象：30日間 <input type="checkbox"/> 4月12日～5月11日の間、休業又は、朝5時～夜20時までの間に営業時間を短縮しました。 ⇒ 支給の対象：30日間 <input type="checkbox"/> 4月25日～5月11日の間、休業しました。 ⇒ 支給の対象：17日間

7 申請金額の算出

1 店舗目の申請金額 66,000 × 30 日（要請日数） = 1,980,000円 12

※ 1 売上高方式で計算した場合に1日当たりの売上高が10万円以下の店舗は、一律4万円となります。
それ以外の店舗は、別紙（3-1-1、3-1-2、3-1-3又は、3-1-4）で算出した申請単価を記入してください。
※ チェックした項目の協力金の対象日数を記入してください。

記入例

23区、八王子市、立川市、武蔵野市、府中市、調布市、町田市以外の飲食店の方用の申請書となります。

通常申請用（初めて東京都の営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金の申請をする方、1月8日～2月7日実施分、2月8日～3月7日実施分、3月8日～3月31日実施分、4月1日～4月11日実施分の支給決定通知をお持ちでない方、または前回申請時と今回申請する店舗が異なる方用）

中小事業者向け
店舗情報シート

※この用紙を適宜コピーしてご使用ください。

別紙2-1-2

6 営業時間短縮等を行った店舗の情報

フリガナ	ダイニングマルマルミカタケン		電話番号	0422-00-0000	
店舗名称	ダイニング ●● 三鷹店				
所在地	〒	1 8 1 - 0 0 0 1	東京	都	三鷹 市
営業許可書の番号	2府保生食第0000号				
基本情報 11	従前の営業時間と酒類又はカラオケ設備の提供状況 ※いずれかに必ずチェックをつけてください。	<input checked="" type="checkbox"/> 従前の営業終了時間が夜21時以降の店舗	<input checked="" type="checkbox"/> 提供していた	取組内容欄1をチェックしてください。	
		<input type="checkbox"/> 従前の営業終了時間が夜20時～夜21時の店舗	<input type="checkbox"/> 終日提供していない	取組内容欄2をチェックしてください。	
		<input type="checkbox"/> 従前の営業終了時間が夜20時～夜21時の店舗	<input type="checkbox"/> 提供していた	取組内容欄3をチェックしてください。	
		<input type="checkbox"/> 従前の営業終了時間が夜20時以前の店舗	<input type="checkbox"/> 終日提供していない	協力金の対象外店舗です。	

※ 営業許可書の番号は、数字だけでなく、漢字、カタカナ、記号（ハイフン等）も含めて、すべて記入してください。
申請の際に添付する営業許可書の番号と、上の欄に記載する番号が異なる場合、申請が受理されない場合がありますのでお間違いのない様、記入してください。
※ 申請の際に添付する「営業時間短縮及び酒類の提供時間の状況が確認できる書類」の内容と異なる場合には、申請が受理されない場合があります。

ステッカーの掲示	<input checked="" type="checkbox"/>	ガイドラインを遵守のうえ、「感染防止徹底宣言ステッカー」を、店舗の顧客が見やすい場所に掲示しました。 ※必ずチェックをつけてください。
コロナ対策リーダ者の選任	<input checked="" type="checkbox"/>	申請する店舗でリーダ者を選任し、都のホームページに登録しています。 ※必ずチェックをつけてください。
取組内容	営業時間と酒類又はカラオケ設備の提供時間の短縮等 ※いずれかに必ずチェックをつけてください。	<input checked="" type="checkbox"/> 4月12日～4月24日までの期間、休業又は、朝5時～夜21時までの間に営業時間を短縮（酒類の提供は朝11時～夜20時まで）しました。 ⇒ 支給の対象：30日間 <input checked="" type="checkbox"/> 4月25日～5月11日の間、休業又は、酒類及びカラオケ設備の提供を取り止めたうえで朝5時～夜20時までの間に営業時間を短縮しました。 ⇒ 支給の対象：30日間 <input type="checkbox"/> 4月12日～4月24日の間、休業又は、朝5時～夜21時までの間に営業時間を短縮しました。 ⇒ 支給の対象：30日間 <input type="checkbox"/> 4月25日～5月11日の間、休業又は、朝5時～夜20時までの間に営業時間を短縮しました。 ⇒ 支給の対象：17日間 <input type="checkbox"/> 4月25日～5月11日の間、休業又は、朝5時～夜20時までの間に営業時間を短縮しました。 ⇒ 支給の対象：17日間 <input type="checkbox"/> 4月25日～5月11日の間、休業しました。 ⇒ 支給の対象：17日間

7 申請金額の算出

4月12日～4月24日までの期間の申請金額(a) 一律4万円×13日（要請日数） = 520,000円

※ 基本情報欄「従前の営業時間」で「従前の営業終了時間が夜21時以降の店舗」をチェックした方は、チェックを入れてください。

4月25日～5月11日までの期間の申請金額(b) 60,000 × 17 日（要請日数） = 1,020,000円

※ 1 売上高方式で計算した場合に1日当たりの売上高が10万円以下の店舗は、一律4万円となります。
それ以外の店舗は、別紙（3-1-1、3-1-2、3-1-3又は、3-1-4）で算出した申請単価を記入してください。

1 店舗目の申請金額：(a) + (b) 1,540,000円 12

申請単価計算シート

中小事業者向け

※この用紙を適宜コピーしてご使用ください。

別紙3-1-1

売上高方式用計算シート

※1日当たりの売上高が10万円以下の店舗は、一律4万円となり、申請単価計算シートによる算出は不要です。

1日当たりの店舗ごとの売上高の算出 ※売上高は全て消費税及び地方消費税を除いた金額で記入してください

店舗目	参照基準年	<input type="checkbox"/> 2019年	<input type="checkbox"/> 2020年	※該当年にチェックをつけてください。	
店舗の名称	基準年の4月・5月の店舗売上高	(A) 4月	円	(B) 5月	円
	基準年の1日当たりの売上高	(A)+(B)	円 ÷ 暦日数61日 =	(C)	円
	申請単価	1日当たりの売上高 (C)	円 × 0.4 (千円未満切上げ)	=	※1

※1 対応する店舗情報シートに申請単価を転記してください。

店舗目	参照基準年	<input type="checkbox"/> 2019年	<input type="checkbox"/> 2020年	※該当年にチェックをつけてください。	
店舗の名称	基準年の4月・5月の店舗売上高	(A) 4月	円	(B) 5月	円
	基準年の1日当たりの売上高	(A)+(B)	円 ÷ 暦日数61日 =	(C)	円
	申請単価	1日当たりの売上高 (C)	円 × 0.4 (千円未満切上げ)	=	※1

※1 対応する店舗情報シートに申請単価を転記してください。

店舗目	参照基準年	<input type="checkbox"/> 2019年	<input type="checkbox"/> 2020年	※該当年にチェックをつけてください。	
店舗の名称	基準年の4月・5月の店舗売上高	(A) 4月	円	(B) 5月	円
	基準年の1日当たりの売上高	(A)+(B)	円 ÷ 暦日数61日 =	(C)	円
	申請単価	1日当たりの売上高 (C)	円 × 0.4 (千円未満切上げ)	=	※1

※1 対応する店舗情報シートに申請単価を転記してください。

店舗目	参照基準年	<input type="checkbox"/> 2019年	<input type="checkbox"/> 2020年	※該当年にチェックをつけてください。	
店舗の名称	基準年の4月・5月の店舗売上高	(A) 4月	円	(B) 5月	円
	基準年の1日当たりの売上高	(A)+(B)	円 ÷ 暦日数61日 =	(C)	円
	申請単価	1日当たりの売上高 (C)	円 × 0.4 (千円未満切上げ)	=	※1

※1 対応する店舗情報シートに申請単価を転記してください。

申請単価計算シート

中小事業者向け

※この用紙を適宜コピーしてご使用ください。

別紙3-1-2

売上高減少額方式用計算シート

1日当たりの店舗ごとの売上高の算出 ※売上高は全て消費税及び地方消費税を除いた金額で記入してください

店舗目	参照基準年	<input type="checkbox"/> 2019年	<input type="checkbox"/> 2020年	※該当年にチェックをつけてください。	
店舗の名称	基準年の4月・5月の店舗売上高	(A) 4月	円	(B) 5月	円
	基準年の1日当たりの売上高	(A)+(B)	円 ÷ 暦日数61日 = (C)		円
	2021年の4月・5月の店舗売上高	(D) 4月	円	(E) 5月	円
	2021年の1日当たりの売上高	(D)+(E)	円 ÷ 暦日数61日 = (F)		円
	1日当たりの売上高減少額	(G)	円	← (C)-(F) の値	
	申請単価	1日当たりの売上高減少額 (G)	円 × 0.4 (千円未満切上げ) =		※1

※1 対応する店舗情報シートに申請単価を転記してください。

店舗目	参照基準年	<input type="checkbox"/> 2019年	<input type="checkbox"/> 2020年	※該当年にチェックをつけてください。	
店舗の名称	基準年の4月・5月の店舗売上高	(A) 4月	円	(B) 5月	円
	基準年の1日当たりの売上高	(A)+(B)	円 ÷ 暦日数61日 = (C)		円
	2021年の4月・5月の店舗売上高	(D) 4月	円	(E) 5月	円
	2021年の1日当たりの売上高	(D)+(E)	円 ÷ 暦日数61日 = (F)		円
	1日当たりの売上高減少額	(G)	円	← (C)-(F) の値	
	申請単価	1日当たりの売上高減少額 (G)	円 × 0.4 (千円未満切上げ) =		※1

※1 対応する店舗情報シートに申請単価を転記してください。

店舗目	参照基準年	<input type="checkbox"/> 2019年	<input type="checkbox"/> 2020年	※該当年にチェックをつけてください。	
店舗の名称	基準年の4月・5月の店舗売上高	(A) 4月	円	(B) 5月	円
	基準年の1日当たりの売上高	(A)+(B)	円 ÷ 暦日数61日 = (C)		円
	2021年の4月・5月の店舗売上高	(D) 4月	円	(E) 5月	円
	2021年の1日当たりの売上高	(D)+(E)	円 ÷ 暦日数61日 = (F)		円
	1日当たりの売上高減少額	(G)	円	← (C)-(F) の値	
	申請単価	1日当たりの売上高減少額 (G)	円 × 0.4 (千円未満切上げ) =		※1

※1 対応する店舗情報シートに申請単価を転記してください。

店舗目	参照基準年	<input type="checkbox"/> 2019年	<input type="checkbox"/> 2020年	※該当年にチェックをつけてください。	
店舗の名称	基準年の4月・5月の店舗売上高	(A) 4月	円	(B) 5月	円
	基準年の1日当たりの売上高	(A)+(B)	円 ÷ 暦日数61日 = (C)		円
	2021年の4月・5月の店舗売上高	(D) 4月	円	(E) 5月	円
	2021年の1日当たりの売上高	(D)+(E)	円 ÷ 暦日数61日 = (F)		円
	1日当たりの売上高減少額	(G)	円	← (C)-(F) の値	
	申請単価	1日当たりの売上高減少額 (G)	円 × 0.4 (千円未満切上げ) =		※1

※1 対応する店舗情報シートに申請単価を転記してください。

申請単価計算シート

・本紙は売上高減少額方式を選択した方の店舗ごとに1日当たりの売上高を計算するシートです。
簡易申請・通常申請、重点措置区域・重点措置区域以外、すべての申請者の方共通で使用できます。

記入上の注意点

- ・参照基準年:参照する年を必ずチェックをつけてください。
- ・売上高は税抜金額で記入してください。
- ・1日当たりの売上高は、記入欄の数式に従って計算し、小数点以下は切り捨てて整数で記入してください。

記入例

申請単価計算シート

中小事業者向け ※この用紙を適宜コピーしてご使用ください。 別紙3-1-2
売上高減少額方式用計算シート

1日当たりの店舗ごとの売上高の算出 ※売上高は全て消費税及び地方消費税を除いた金額で記入してください

1 店舗目	参照基準年	□ 2019年	□ 2020年	※該当年にチェックをつけてください。
店舗の名称 居酒屋●●新宿店	基準年の4月・5月の店舗売上高	(A) 4月	5,000,000 円	(B) 5月 5,000,000 円
	基準年の1日当たりの売上高	(A)+(B)	10,000,000 円	÷ 暦日数61日 = (C) 163,934 円
	2021年の4月・5月の店舗売上高	(D) 4月	2,000,000 円	(E) 5月 1,500,000 円
	2021年の1日当たりの売上高	(D)+(E)	3,500,000 円	÷ 暦日数61日 = (F) 57,377 円
	1日当たりの売上高減少額	(G)	106,557 円	← (C)-(F)の値
	申請単価	1日当たりの売上高減少額 (G)	106,557 円	× 0.4 (千円未満切上げ) = ※1

※1 対応する店舗情報シートに申請単価を転記してください。

店舗目	参照基準年	□ 2019年	□ 2020年	※該当年にチェックをつけてください。
店舗の名称	基準年の4月・5月の店舗売上高	(A) 4月	円	(B) 5月 円
	基準年の1日当たりの売上高	(A)+(B)	円	÷ 暦日数61日 = (C) 円
	2021年の4月・5月の店舗売上高	(D) 4月	円	(E) 5月 円
	2021年の1日当たりの売上高	(D)+(E)	円	÷ 暦日数61日 = (F) 円
	1日当たりの売上高減少額	(G)	円	← (C)-(F)の値
	申請単価	1日当たりの売上高減少額 (G)	円	× 0.4 (千円未満切上げ) = ※1

※1 対応する店舗情報シートに申請単価を転記してください。

店舗目	参照基準年	□ 2019年	□ 2020年	※該当年にチェックをつけてください。
店舗の名称	基準年の4月・5月の店舗売上高	(A) 4月	円	(B) 5月 円
	基準年の1日当たりの売上高	(A)+(B)	円	÷ 暦日数61日 = (C) 円
	2021年の4月・5月の店舗売上高	(D) 4月	円	(E) 5月 円
	2021年の1日当たりの売上高	(D)+(E)	円	÷ 暦日数61日 = (F) 円
	1日当たりの売上高減少額	(G)	円	← (C)-(F)の値
	申請単価	1日当たりの売上高減少額 (G)	円	× 0.4 (千円未満切上げ) = ※1

※1 対応する店舗情報シートに申請単価を転記してください。

店舗目	参照基準年	□ 2019年	□ 2020年	※該当年にチェックをつけてください。
店舗の名称	基準年の4月・5月の店舗売上高	(A) 4月	円	(B) 5月 円
	基準年の1日当たりの売上高	(A)+(B)	円	÷ 暦日数61日 = (C) 円
	2021年の4月・5月の店舗売上高	(D) 4月	円	(E) 5月 円
	2021年の1日当たりの売上高	(D)+(E)	円	÷ 暦日数61日 = (F) 円
	1日当たりの売上高減少額	(G)	円	← (C)-(F)の値
	申請単価	1日当たりの売上高減少額 (G)	円	× 0.4 (千円未満切上げ) = ※1

※1 対応する店舗情報シートに申請単価を転記してください。

⑥ 店舗の名称

店舗情報シート(別紙1-1-1、1-1-2、2-1-1、2-1-2)に記入した店舗名を記入してください。

⑦ 参照基準年

必ずチェックをつけてください。

⑧ 基準年の4月・5月の店舗売上高

選択した基準年の4月・5月の売上高を税抜金額で記入してください。

⑨ 基準年の1日当たりの売上高

4月・5月の売上高を合計し、暦日数で除した金額を記入してください。小数点以下は切り捨てて整数で記入してください。

⑩ 2021年の4月・5月の店舗売上高

2021年の4月・5月の売上高を税抜金額で記入してください。

⑪ 2021年の1日当たりの売上高

4月・5月の売上高を合計し、暦日数で除した金額を記入してください。小数点以下は切り捨てて整数で記入してください。

⑫ 1日当たりの売上高減少額

⑨で算出した基準年の1日当たりの売上高(C)から⑪で算出した2021年の1日当たりの売上高(F)を減した金額を記入してください。

⑬ 申請単価

⑫で算出した1日当たりの売上高減少額に0.4を乗じ、千円未満を切り上げた整数を記入してください。

申請単価計算シート

・本紙は特例申請をする店舗の1日当たりの売上高を計算するシートです。
 簡易申請・通常申請、重点措置区域・重点措置区域以外、すべての申請者の方共通で使用できます。
 「申請者情報シート」の「支給額の算出方法」で選択した方式と同じ方式の「特例申請用計算シート」に記入してください。

記入上の注意点

- ・参照基準年:参照する年を必ずチェックをつけてください。
- ・売上高は税抜金額で記入してください。
- ・1日当たりの売上高は、記入欄の数式に従って計算し、小数点以下は切り捨てて整数で記入してください。

申請単価計算シート

別紙3-1-3

中小事業者向け
特例申請用計算シート
(売上高方式用)

※この用紙を適宜コピーしてご使用ください。

1日当たりの店舗ごとの売上高の算出 ※売上高は全て消費税及び地方消費税を除いた金額で記入してください

1 店舗名 店名 居酒屋 ●新設店 14

2019年4月2日以降に開店された飲食店の場合
-合併・法人成り・事業承継などで事業の継続性が認められない飲食店の場合

参照基準年	2020年	開店又は合併等の年月日	2020年 11月 1日
基準年の任意の連続2か月の店舗売上高	11月 (A) 7,654,321円	12月 (B) 6,543,210円	
基準年の1日当たりの売上高	合計(A+B) 14,197,531円 ÷ 期日数 61日 = (C) 232,746円		

開店期間が2か月に満たない場合

参照基準年	2021年	開店日～2021年4月11日までの店舗売上高	4月25日分申請期間の初日となる場合は、4月11日～4月24日2日間を記入してください。
基準年の1日当たりの売上高	(D)	円 ÷ 期日数	日 = (E) 円

合併・法人成り・事業承継などで事業の継続性が認められる飲食店の場合

参照基準年	<input type="checkbox"/> 2019年 <input type="checkbox"/> 2020年
基準年の1日当たりの売上高	(F) 円 ※千円未満切り上げで記載してください。

罹災特例対象の飲食店の場合

参照基準年	<input type="checkbox"/> 2018年 <input type="checkbox"/> 2019年 <input type="checkbox"/> 2020年
基準年の1日当たりの売上高	(G) 円 ※千円未満切り上げで記載してください。

月次売上高が把握不能な場合

参照基準年	<input type="checkbox"/> 2019年 <input type="checkbox"/> 2020年	基準年の年間の店舗ごとの飲食売上高 (H)	円
基準年の1日当たりの売上高	(H)	円 ÷ 期日数	日 = (I) 円

店舗ごとの売上高が把握不能な場合 ●店舗一覧表(東京都以外の全てで開業している店舗を含む)の提出が必要です。

参照基準年	<input type="checkbox"/> 2019年 <input type="checkbox"/> 2020年	
基準年の4月・5月の飲食売上高	(A) 4月 円 (B) 5月 円	
基準年の1日当たりの売上高(A)+(B)	(J) 円 ÷ 店舗数	店 ÷ 期日数61日 = (K) 円

店舗ごとの売上高が把握不能かつ、月次売上高が把握不能な場合 ●店舗一覧表(東京都以外の全てで開業している店舗を含む)の提出が必要です。

参照基準年	<input type="checkbox"/> 2019年 <input type="checkbox"/> 2020年	基準年の事業者全体の年度の飲食売上高 (L)	円	
基準年の1日当たりの売上高	(L)	円 ÷ 店舗数	店 ÷ 期日数	日 = (M) 円

申請単価 232,746円 × 0.4 (千円未満切り上げ) = 94,000円

22

申請単価計算シート

別紙3-1-4

中小事業者向け
特例申請用計算シート
(売上高減少額方式用)

※この用紙を適宜コピーしてご使用ください。

1日当たりの店舗ごとの売上高の算出 ※売上高は全て消費税及び地方消費税を除いた金額で記入してください

1 店舗名 店名 居酒屋 ●新設店 14

I: 基準年の1日の売上高計算

2019年4月2日以降に開店された飲食店の場合
-合併・法人成り・事業承継などで事業の継続性が認められない飲食店の場合

参照基準年	2020年	開店又は合併等の年月日	2020年 11月 1日
基準年の任意の連続2か月の店舗売上高	11月 (A) 9,876,543円	12月 (B) 23,456,789円	
基準年の1日当たりの売上高	合計(A+B) 33,333,332円 ÷ 期日数 61日 = (C) 546,448円		

開店期間が2か月に満たない場合 ※売上高減少額方式の特例です。

参照基準年	2021年	開店日～2021年4月11日までの店舗売上高	4月25日分申請期間の初日となる場合は、4月11日～4月24日2日間を記入してください。
基準年の1日当たりの売上高	(D)	円 ÷ 期日数	日 = (E) 円

合併・法人成り・事業承継などで事業の継続性が認められる飲食店の場合

参照基準年	<input type="checkbox"/> 2019年 <input type="checkbox"/> 2020年
基準年の1日当たりの売上高	(F) 円 ※千円未満切り上げで記載してください。

罹災特例対象の飲食店の場合

参照基準年	<input type="checkbox"/> 2018年 <input type="checkbox"/> 2019年 <input type="checkbox"/> 2020年
基準年の1日当たりの売上高	(G) 円 ※千円未満切り上げで記載してください。

月次売上高が把握不能な場合

参照基準年	<input type="checkbox"/> 2019年 <input type="checkbox"/> 2020年	基準年の年間の店舗ごとの飲食売上高 (H)	円
基準年の1日当たりの売上高	(H)	円 ÷ 期日数	日 = (I) 円

店舗ごとの売上高が把握不能かつ、月次売上高が把握不能な場合 ●店舗一覧表(東京都以外の全てで開業している店舗を含む)の提出が必要です。

参照基準年	<input type="checkbox"/> 2019年 <input type="checkbox"/> 2020年	
基準年の4月・5月の飲食売上高	(A) 4月 円 (B) 5月 円	
基準年の1日当たりの売上高(A)+(B)	(J) 円 ÷ 店舗数	店 ÷ 期日数61日 = (K) 円

店舗ごとの売上高が把握不能かつ、月次売上高が把握不能な場合 ●店舗一覧表(東京都以外の全てで開業している店舗を含む)の提出が必要です。

参照基準年	<input type="checkbox"/> 2019年 <input type="checkbox"/> 2020年	基準年の事業者全体の年度の飲食売上高 (L)	円	
基準年の1日当たりの売上高	(L)	円 ÷ 店舗数	店 ÷ 期日数	日 = (M) 円

II: 2021年の1日の売上高計算

2021年の4月・5月の飲食売上高	(a) 4月 3,000,000円	(b) 5月 2,500,000円	
2021年の1日当たりの売上高	(a)+(b) 5,500,000円 ÷ 期日数61日 = (c) 90,163円		

III: 申請単価の計算

1日当たりの売上高減少額	(C)-(I), (F), (G), (J), (K), (M) ÷ (C)の金額	546,448円 - 90,163円 = (X) 456,285円
申請単価	(X) × 0.4 (千円未満切り上げ)	183,000円

※3 開店期間が2か月に満たない場合のみ (K)に (E)の金額を代入して計算してください。
 ※4 0.4を千円未満切り上げ、申請単価を記載してください。

22

14 店舗の名称

店舗情報シートに記入した店舗名を記入してください。

15

2019年4月2日以降に開店された店舗、合併・法人成り・事業承継などで事業の継続性が認められない店舗の記入欄です。

16

開店日から4月11日までの期間が2か月に満たない店舗の記入欄です。

17

合併・法人成り・事業承継などで事業の継続性が認められる店舗の記入欄です。

18

罹災特例対象の店舗の記入欄です。

19

店舗の月次売上高が把握不能な店舗の記入欄です。

20

店舗ごとの売上高が把握不能な店舗の記入欄です。

21

店舗ごとの売上高が把握不能かつ、月次売上高が把握不能な店舗の記入欄です。

22

申請単価
算出した基準年の1日当たりの売上高に0.4を乗じ、千円未満を切り上げた整数を記入してください。

申請単価計算シート

中小事業者向け

※この用紙を適宜コピーしてご使用ください。

別紙3-1-3

特例申請用計算シート
(売上高方式用)

1日当たりの店舗ごとの売上高の算出 ※売上高は全て消費税及び地方消費税を除いた金額で記入してください

店舗目	店舗名
-----	-----

・2019年4月2日以降に開店された飲食店の場合
・合併・法人成り・事業承継などで事業の継続性が認められない飲食店の場合

参照基準年	年	開店又は合併等の年月日	年	月	日	
基準年の任意の連続する 2か月分の店舗売上高	(A)	月	円	(B)	月	円
基準年の1日 当たりの売上高	合計(A+B)		円	÷ 暦日数	日 = (C)	円

開店期間が2か月に満たない場合

参照基準年	2021年				
開店日～2021年4月11日 までの店舗売上高	月 日 ~ 4月11日 (D)	円	※4月25日から要請期間の対象となる場合は、 4月11日を4月24日と読み替えてください。		
基準年の1日 当たりの売上高	(D)	円	÷ 暦日数	日 = (E)	円

合併・法人成り・事業承継などで事業の継続性が認めらる飲食店の場合

参照基準年	<input type="checkbox"/> 2019年	<input type="checkbox"/> 2020年	
基準年の1日 当たりの売上高	(F)	円	※千円未満切上げで記載してください。

罹災特例対象の飲食店の場合

参照基準年	<input type="checkbox"/> 2018年	<input type="checkbox"/> 2019年	<input type="checkbox"/> 2020年
基準年の1日 当たりの売上高	(G)	円	※千円未満切上げで記載してください。

月次売上高が把握不能な場合

参照基準年	<input type="checkbox"/> 2019年	<input type="checkbox"/> 2020年	基準年の年間の 店舗ごとの飲食業売上高	(H)	円
基準年の1日 当たりの売上高	(H)	円	÷ 暦日数 ^{※1}	日 = (I)	円

店舗ごとの売上高が把握不能な場合 ●店舗一覧表（東京都以外の全国で展開している店舗を含む）の提出が必要です。

参照基準年	<input type="checkbox"/> 2019年	<input type="checkbox"/> 2020年				
基準年の4月・5月 の飲食業売上高	(A)	4月	円	(B)	5月	円
基準年の1日 当たりの売上高(A)+(B)	(J)	円	÷ 店舗数 ^{※2}	店 ÷ 暦日数61日 = (K)	円	

店舗ごとの売上高が把握不能かつ、月次売上高が把握不能な場合 ●店舗一覧表（東京都以外の全国で展開している店舗を含む）の提出が必要です。

参照基準年	<input type="checkbox"/> 2019年	<input type="checkbox"/> 2020年	基準年の事業者全体の 年度の飲食業売上高	(L)	円	
基準年の1日 当たりの売上高	(L)	円	÷ 店舗数 ^{※2}	店 ÷ 暦日数 ^{※1}	日 = (M)	円

※1 2019年は365日、2020年は366日を記入してください。

※2 選択した事業年度末時点の店舗数を記入してください。

申請単価	※3	円	× 0.4 (千円未満切上げ)	=	※4	円
------	----	---	-----------------	---	----	---

※3 上記計算で算出された (C)、(E)、(F)、(G)、(I)、(K)、(M) いずれかの金額を記入してください。

※4 対応する店舗情報シートに申請単価を転記してください。

申請単価計算シート

中小事業者向け

※この用紙を適宜コピーしてご使用ください。

別紙3-1-4

特例申請用計算シート
(売上高減少額方式用)

1日当たりの店舗ごとの売上高の算出 ※売上高は全て消費税及び地方消費税を除いた金額で記入してください

店舗目	店舗名
-----	-----

I：基準年の1日の売上高計算用

・2019年4月2日以降に開店された飲食店の場合
・合併・法人成り・事業承継などで事業の継続性が認められない飲食店の場合

参照基準年	年		
基準年の任意の連続する2か月分の店舗売上高	(A) 月	円 (B) 月	円
基準年の1日当たりの売上高	合計(A+B) 円 ÷ 暦日数		日 = (C) 円

開店期間が2か月に満たない場合 ※売上高減少額方式の対象外です。

参照基準年	2021年		
開店日～2021年4月11日までの店舗売上高	月 日 ~ 4月11日	(D) 円	※4月25日から要請期間の対象となる場合は、4月11日を4月24日と読み替えてください。
基準年の1日当たりの売上高	(D) 円 ÷ 暦日数		日 = (E) 円

合併・法人成り・事業承継などで事業の継続性が認めらる飲食店の場合

参照基準年	<input type="checkbox"/> 2019年	<input type="checkbox"/> 2020年
基準年の1日当たりの売上高	(F) 円 ※千円未満切上げで記載してください。	

罹災特例対象の飲食店の場合

参照基準年	<input type="checkbox"/> 2018年	<input type="checkbox"/> 2019年	<input type="checkbox"/> 2020年
基準年の1日当たりの売上高	(G) 円 ※千円未満切上げで記載してください。		

月次売上高が把握不能な場合

参照基準年	<input type="checkbox"/> 2019年	<input type="checkbox"/> 2020年	基準年の年間の店舗ごとの飲食業売上高	(H) 円
基準年の1日当たりの売上高	(H) 円 ÷ 暦日数 ※1		日 = (I) 円	

店舗ごとの売上高が把握不能な場合 ●店舗一覧表（東京都以外の全国で展開している店舗を含む）の提出が必要です。

参照基準年	<input type="checkbox"/> 2019年	<input type="checkbox"/> 2020年	
基準年の4月・5月の飲食業売上高	(A) 4月	円 (B) 5月	円
基準年の1日当たりの売上高(A)+(B)	(J) 円 ÷ 店舗数 ※2		店 ÷ 暦日数61日 = (K) 円

店舗ごとの売上高が把握不能かつ、月次売上高が把握不能な場合 ●店舗一覧表（東京都以外の全国で展開している店舗を含む）の提出が必要です。

参照基準年	<input type="checkbox"/> 2019年	<input type="checkbox"/> 2020年	基準年の事業者全体の年度の飲食業売上高	(L) 円
基準年の1日当たりの売上高	(L) 円 ÷ 店舗数 ※2		店 ÷ 暦日数 ※1	日 = (M) 円

※1 2019年は365日、2020年は366日を記入してください。

※2 選択した事業年度末時点の店舗数を記入してください。

II：2021年の1日の売上高計算用

2021年の4月・5月の店舗売上高	(a) 4月	円 (b) 5月	円
2021年の1日当たりの売上高	(a)+(b) 円 ÷ 暦日数61日 =		(c) 円

III：申請単価の計算

1日当たりの売上高減少額	Iの(C)、(F)、(G)、(I)、(K)、(M) いずれかの金額	円 - IIの(c)の金額	円 = (X) 円
申請単価	1日当たりの売上高減少額 (X) ※3	円 × 0.4 (千円未満切上げ)	= ※4

※3 開店期間が2か月に満たない場合のみ(X)に(E)の金額を入れて計算してください。

※4 対応する店舗情報シートに申請単価を転記してください。

誓約書

私は、営業時間短縮の要請に基づき、「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（令和3年4月12日～5月11日実施分）」（以下、「協力金」という。）の支給を申請するに当たり、下記の内容について、誓約します。

記

- ・必要な申請要件をすべて満たしています。
- ・「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金申請書（令和3年4月12日～5月11日実施分）」に記載した事項及び添付書類について、事実と相違ありません。虚偽が判明した場合は、協力金全額の返還等に応じるとともに、協力金と同額の違約金を支払います。
- ・飲食店等を運営する大企業（みなし大企業を含む。）ではなく、中小企業又は個人事業主であることに相違ありません。
- ・東京都から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- ・店舗名（屋号）及び所在する区市町村名の公表に応じます。
- ・これまでの感染拡大防止協力金の申請書類に記載された情報や「感染防止徹底宣言ステッカー」作成フォームにおける登録情報を本協力金の審査等において利用することに同意します。
- ・店舗・利用客双方による感染拡大防止対策の一層の徹底に向けた旗振り役として、店舗ごとに「コロナ対策リーダー」を選任し、利用客に感染防止マナーを促す活動を行います。
- ・店舗の営業にあたっては、業種別ガイドラインの以下の項目を遵守しています。
 - ①アクリル板等の設置（座席の間隔の確保） ②手指消毒の徹底 ③食事中以外のマスク着用の推奨
 - ④換気の徹底
- ・申請書類等に記載された情報を税務情報として使用することに同意します。
- ・飲食店又は喫茶店の業種に係る営業許可を有しており、それを証明するものを添付しています。
- ・私は、店舗の代表者等であり、申請店舗を運営し、営業時間短縮等を行う権限を有しています。また、申請内容に疑義があった場合に、東京都が申請店舗の関係者に対して、本申請の内容について調査することに同意します。
- ・代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が東京都暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員、同条第4号に規定する暴力団関係者に該当せず、かつ将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団関係者が経営に事実上参画していません。
- ・申請書類等に記載された情報を、国の支援金等の支給要件の該当性等を審査するために必要であるとして国の行政機関から求めがあった場合、その限度で提供することに同意します。
- ・国及び東京都等からの併給禁止の条件がある他の給付金や助成金を併給していません。

以上

令和 年 月 日

東京都知事殿

所在地 _____

法人名 _____

代表者職・氏名 _____

※法人の代表者又は個人事業主が自署してください。

誓約書

別紙5

私は、営業時間短縮の要請に基づき、「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（令和3年4月12日～5月11日実施分）」（以下、「協力金」という。）の支給を申請するに当たり、下記の内容について、誓約します。

記

- ・必要な申請要件をすべて満たしています。
- ・「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金申請書（令和3年4月12日～5月11日実施分）」に記載した事項及び添付書類について、事実と相違ありません。虚偽が判明した場合は、協力金全額の返還等に応じるとともに、協力金と同額の違約金を支払います。
- ・飲食店等を運営する大企業（みなし大企業を含む。）ではなく、中小企業又は個人事業主であることに相違ありません。
- ・東京都から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- ・店舗名（屋号）及び所在する区市町村名の公表に応じます。
- ・これまでの感染拡大防止協力金の申請書類に記載された情報や「感染防止徹底宣言ステッカー」作成フォームにおける登録情報を本協力金の審査等において利用することに同意します。
- ・店舗・利用客双方による感染拡大防止対策の一層の徹底に向けた旗振り役として、店舗ごとに「コロナ対策リーダー」を選任し、利用客に感染防止マナーを促す活動を行います。
- ・店舗の営業にあたっては、業種別ガイドラインの以下の項目を遵守しています。
①アクリル板等の設置（座席の間隔の確保） ②手指消毒の徹底 ③食事中以外のマスク着用の推奨
④換気の徹底
- ・申請書類等に記載された情報を税務情報として使用することに同意します。
- ・飲食店又は喫茶店の業種に係る営業許可を有しており、それを証明するものを添付しています。
- ・私は、店舗の代表者等であり、申請店舗を運営し、営業時間短縮等を行う権限を有しています。また、申請内容に疑義があった場合に、東京都が申請店舗の関係者に対して、本申請の内容について調査することに同意します。
- ・代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が東京都暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員、同条第4号に規定する暴力団関係者に該当せず、かつ将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団関係者が経営に事実上参画していません。
- ・申請書類等に記載された情報を、国の支援金等の支給要件の該当性等を審査するために必要であるとして国の行政機関から求めがあった場合、その限度で提供することに同意します。
- ・国及び東京都等からの併給禁止の条件がある他の給付金や助成金を併給していません。

以上

令和 3年 6月 30日

東京都知事殿

所在地 ① 東京都新宿区西新宿2-8-1

法人名 ② 株式会社都方産業

代表者職・氏名 ③ 代表取締役社長 東京 太郎

※法人の代表者又は個人事業主が自署してください。

(※) 過去の誓約書は使用できません。

記入いただく内容は以下のとおりです。

注意

ゴム印、電子署名を使用せず、法人の代表者又は個人事業主が自署してください。

	① 所在地	② 法人名	③ 代表者職・氏名
法人の場合	会社の所在地	法人名	代表者職名 ・ 代表者氏名
個人の場合	個人事業主の住所		個人事業主氏名

支払金口座振替依頼書

(新規・変更用)

別紙6

令和3年 6月 30日

東京都知事 殿

東京都から私に支払われる 営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金 (令和3年4月12日～5月11日実施分) は口座振替により受領することを希望します。ついては、今後下記の口座に口座振替の方法をもって振り込んでください。

1

依頼人	住所	東京都新宿区西新宿2-8-1		
	(連絡先電話番号)	03	(1234)	5678
	氏名	株式会社都方産業 代表取締役社長 東京 太郎 印		

(法人の場合は、法人名及び代表者職・氏名)

2

振込先金融機関名	本・支店名	金融機関・支店コード	種目	口座番号(右詰めで記入)
都方 <small>銀行・信用金庫 信用組合・農協</small>	新宿 <small>本店 支店</small>	0002777	1	0012345
口座名義人(カタカナ)		30文字まで		
カ)トチヨウサンキョウ				

3

4

* 種目:預金種目は、次のコードを記入願います。 : 1普通、2当座、4貯蓄

ご注意

- 1 新規・変更の該当する部分を○で囲んでください。
- 2 振込先の口座は依頼人ご本人の口座に限ります。(法人の場合は当該法人の口座に限ります。)
- 3 変更の場合は変更箇所のみご記入ください。

1 依頼人

- ・協力金申請書・誓約書と同一の住所・氏名・電話番号を記入してください。
- ・法人の場合は、法人名及び代表者職・氏名を記入してください。
- ・押印をしてください(法人の代表者印など)。

2 振込先金融機関・支店名・口座番号

- ・金融機関は東京都公金収納取扱金融機関のみご利用可能です。
- ・主な金融機関のコードはP38をご確認ください。
- ・支店コードは通帳等でご確認ください。
- ・ゆうちょ銀行の場合、通帳等に記載の記号・番号は支店コード・口座番号とは異なります。ゆうちょ銀行のホームページ又はお近くのゆうちょ銀行でご確認ください。
- ・口座番号は、お客様番号とは異なります。

3 預金種目

- ・預金種目は次のコードを記入願います。
- 1普通、2当座、4貯蓄

4 カナ口座名義人(左詰めで記入)

- ・預金通帳等の表紙裏面のカナ口座名義人を転記してください(姓と名の間にスペースがある場合はスペースも転記)。
- ・英数字や記号はカナに直さず、そのとりに転記してください。
- ・カナ口座名義人が不明な場合は、金融機関へお問い合わせください。

(※) 過去の支払金口座振替依頼書は使用できません。

支払金口座振替依頼書

別紙6

(新規・変更用)

年 月 日

東京都知事 殿

東京都から私に支払われる 営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金 (令和3年4月12日～5月11日実施分) は口座振替により受領することを希望します。ついては、今後下記の口座に口座振替の方法をもって振り込んでください。

依頼人 { 住所
(連絡先電話番号 ())
氏名

印

(法人の場合は、法人名及び代表者職・氏名)

振込先金融機関名	本・支店名	金融機関・支店コード	種目	口座番号 (右詰めで記入)
銀行・信用金庫 信用組合・農協	本店 支店			
口座名義人 (カタカナ) 30文字まで				

* 種目：預金種目は、次のコードを記入願います。 : 1普通、2当座、4貯蓄

ご注意

- 1 新規・変更の該当する部分を○で囲んでください。
- 2 振込先の口座は依頼人ご本人の口座に限ります。(法人の場合は当該法人の口座に限ります。)
- 3 変更の場合は変更箇所のみご記入ください。

主な金融機関のコード

コード	金融機関名
0001	みずほ銀行
0010	りそな銀行
0009	三井住友銀行
0005	三菱UFJ銀行

信託銀行

コード	金融機関名
0300	SMBC信託銀行
0288	三菱UFJ信託銀行
0289	みずほ信託銀行
0294	三井住友信託銀行

その他の銀行等

コード	金融機関名
0398	あおぞら銀行
0397	新生銀行
0033	PayPay銀行
0401	シティバンク、エヌ・エイ
2963	中央労働金庫
0036	楽天銀行
9900	ゆうちょ銀行 ※東京都内、関東各県及び山梨県内に所在するゆうちょ銀行及び郵便局

コード	金融機関名
0542	愛知銀行
0129	足利銀行
0174	伊予銀行
0183	大分銀行
0185	鹿児島銀行
0509	北日本銀行
0137	きらぼし銀行
0522	京葉銀行
0179	佐賀銀行
0175	四国銀行
0125	七十七銀行
0153	十六銀行
0181	十八親和銀行
0532	大光銀行
0514	大東銀行
0134	千葉銀行
0168	中国銀行
0126	東邦銀行
0517	栃木銀行
0534	富山第一銀行
0190	西日本シティ銀行
0182	肥後銀行
0169	広島銀行
0513	福島銀行
0501	北洋銀行
0146	北國銀行
0562	みなと銀行
0569	もみじ銀行
0142	山梨中央銀行

コード	金融機関名
0117	青森銀行
0172	阿波銀行
0123	岩手銀行
0152	大垣共立銀行
0159	関西みらい銀行
0163	紀陽銀行
0508	きらやか銀行
0578	高知銀行
0167	山陰合同銀行
0149	静岡銀行
0151	清水銀行
0121	荘内銀行
0150	スルガ銀行
0164	但馬銀行
0135	千葉興業銀行
0131	筑波銀行
0124	東北銀行
0166	鳥取銀行
0543	名古屋銀行
0143	八十二銀行
0155	百五銀行
0147	福井銀行
0140	第四北越銀行
0144	北陸銀行
0154	三十三銀行
0184	宮崎銀行
0122	山形銀行
0138	横浜銀行
0119	秋田銀行

コード	金融機関名
0161	池田泉州銀行
0576	愛媛銀行
0188	沖縄銀行
0191	北九州銀行
0158	京都銀行
0128	群馬銀行
0017	埼玉りそな銀行
0157	滋賀銀行
0538	静岡中央銀行
0130	常陽銀行
0512	仙台銀行
0178	筑邦銀行
0544	中京銀行
0526	東京スター銀行
0516	東和銀行
0145	富山銀行
0162	南都銀行
0525	東日本銀行
0173	百十四銀行
0177	福岡銀行
0120	北都銀行
0116	北海道銀行
0118	みちのく銀行
0133	武蔵野銀行
0170	山口銀行
0187	琉球銀行

信用金庫

コード	金融機関名
1000	信金中央金庫
1327	足立成和信用金庫
1283	川崎信用金庫
1336	西京信用金庫
1282	湘南信用金庫
1345	昭和信用金庫
1348	世田谷信用金庫
1321	東栄信用金庫
1311	東京シティ信用金庫
1253	飯能信用金庫
1280	横浜信用金庫

コード	金融機関名
1252	青木信用金庫
1358	青梅信用金庫
1305	興産信用金庫
1310	さわやか信用金庫
1344	城南信用金庫
1356	巣鴨信用金庫
1352	瀧野川信用金庫
1349	東京信用金庫
1320	東京東信用金庫
1346	目黒信用金庫

コード	金融機関名
1303	朝日信用金庫
1323	亀有信用金庫
1326	小松川信用金庫
1319	芝信用金庫
1351	城北信用金庫
1341	西武信用金庫
1360	多摩信用金庫
1333	東京三協信用金庫
1262	東京ベイ信用金庫
1386	山梨信用金庫

農業協同組合

コード	金融機関名
5039	秋川農業協同組合
5100	東京スマイル農業協同組合
5055	東京南農業協同組合
5037	西多摩農業協同組合
5070	マインズ農業協同組合
5095	世田谷目黒農業協同組合
5094	東京中央農業協同組合
5077	東京みらい農業協同組合
5030	西東京農業協同組合
5060	町田市農業協同組合
5097	東京あおば農業協同組合
5072	東京みどり農業協同組合
5087	東京むさし農業協同組合
5050	八王子市農業協同組合
3013	東京都信用農業協同組合連合会 ※本店、八丈島代理店及び小笠原島代理店

信用組合

コード	金融機関名
2010	全国信用協同組合連合会
2241	共立信用組合
2243	七島信用組合
2254	第一勧業信用組合
2215	東京証券信用組合
2210	東浴信用組合
2211	文化産業信用組合

コード	金融機関名
2060	あすか信用組合
2271	警視庁職員信用組合
2231	青和信用組合
2248	大東京信用組合
2274	東京消防信用組合
2235	中ノ郷信用組合

コード	金融機関名
2226	東信用組合
2229	江東信用組合
2202	全東栄信用組合
2224	東京厚生信用組合
2276	東京都職員信用組合
2277	ハナ信用組合

申請要件

本協力金の申請要件は、次の全ての要件を満たす者とします。

1 都内に主たる店舗又は従たる店舗を有し、かつ、大企業及び大企業が実質的に経営に参画（以下「みなし大企業」という※1）していない次のいずれかの法人等であること。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業及び個人事業主
- (2) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人であって、常時使用する従業員の数が（1）の中小企業と同規模のもの
- (3) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に規定する一般社団法人又は一般財団法人であって、常時使用する従業員の数が（1）の中小企業と同規模のもの
- (4) 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条に規定する中小企業者又は小規模企業者に該当する組合であって、常時使用する従業員の数が（1）の中小企業と同規模のもの

2 東京都からの営業時間短縮の要請の開始日（令和3年4月12日）より前から、食品衛生法第52条に定める飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を取得し、都内において飲食店等を営業していること。ただし、緊急事態措置期間である4月25日から5月11日までの期間が要請の対象になる店舗の場合は、4月24日までに食品衛生法第52条に定める飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を取得し、都内において飲食店等を営業していること。

3 営業時間短縮の要請に、令和3年4月12日から5月11日まで全面的にご協力いただいた中小企業・個人事業主等であること。

※店舗の所在地や従前の閉店時間により、要請の内容が異なるため、詳細についてはP1～2でご確認ください。

4 ガイドラインを遵守のうえ「感染防止徹底宣言ステッカー」を、申請した対象店舗において要請期間中に顧客が見やすい場所に掲示していること。

5 申請した対象店舗においてコロナ対策リーダーを選任のうえ、登録すること。

6 店舗の代表者等であり、申請店舗を運営し、申請店舗について営業時間短縮等を行う権限を有していること。

7 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が東京都暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団関係者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団関係者が、申請事業者の経営に事実上参画していないこと。

(※1) 「みなし大企業」とは、次に掲げる事項に該当する場合をいいます。

- ・大企業が単独で発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資していること。
- ・大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資していること。
- ・役員総数の2分の1以上を大企業の役員又は職員が兼務していること。
- ・その他大企業が実質的に経営を支配（例：(1)大企業及びその子会社等が過半数の議決権を保持する場合、(2)大企業及びその子会社等が議決権について指示できる場合）する力を有していると考えられること。

※大企業及び「みなし大企業」については、大企業向け申請受付要項をご覧ください。

申請から支給まで

1 申請書類の提出

令和3年8月20日までに申請書類をご提出ください。申請期限以降の受付はいたしませんので、余裕をもってご提出ください。また、申請書類の返却はいたしませんので、控えが必要な場合はあらかじめコピーを取っておいてください。

2 申請書類の審査

申請書類の受理後、支給要件を満たしているか審査を行います。なお、審査の上で、必要に応じ追加書類の提出及び説明を求められることがあります。また、申請者については、東京都からの要請に対して協力を表明していただいた事業者として、本協力金のポータルサイトにおいて、対象店舗名（屋号等）及び所在する区市町村名をご紹介します。

3 協力金の支給

申請書類の審査の結果、適正と認められるときは協力金を支給の決定を行い、後日支給に関して通知いたします。なお、申請書受理から支給まで、オンライン申請は最短2週間、郵送申請は3週間となっております（※郵送申請は申請書のデータ化などに時間を要することから、オンライン申請より時間がかかります）。一方、申請書類の審査の結果、本協力金を支給しない旨の決定をしたときは、後日不支給に関して通知いたします。

その他

- (1) 本協力金支給の決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、東京都は、本協力金の支給決定を取り消します。この場合、申請者は、協力金全額を東京都に返還するとともに、協力金と同額の違約金を支払う必要があります。
- (2) 本協力金支出事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、東京都は、対象店舗の営業時間短縮の取組に係る実施状況に関する検査、報告又は是正のための措置を求めることがあります。
- (3) 東京都は、申請書類等に記載された情報を税務情報として使用することがあります。
- (4) 東京都は、申請書類等に記載された情報を、国の支給金等の支給要件の該当性等を審査するために必要であるとして国の行政機関等から求めがあった場合、その限度で提供することがあります。

感染拡大防止協力金の不正受給は**犯罪**です！

下記のような虚偽申請や不正な申請は、すべて**犯罪**（詐欺罪の場合、10年以下の懲役）です。絶対に行わないでください。

- × 休業や営業時間短縮等の要請に応じていない（例：酒類の提供や午後8時以降の営業を実施）にもかかわらず、協力金を申請する。
- × 営業実態がない店舗であるにもかかわらず、協力金を申請する。
- × 営業許可書など、申請に必要な書類を偽造して提出する。
- × 月別の売上高を過大又は過小に偽って申告する。

虚偽や不正な申請による受給が判明した場合、協力金全額の返還に応じていただきます。また、協力金と同額の違約金の支払いを求めます。



よくあるお問合せ

対象者

○ 都内の飲食店等が対象になるとのことですが、具体的にはどのような店舗が協力金の対象となるのですか？

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和3年4月12日から5月11日までの間に営業時間短縮・休業の要請に協力をいただいた都内の飲食店等が対象になります。

なお、**以下の店舗は協力金の対象とはなりません**ので、ご注意ください。

- ① 総菜・弁当・和菓子・洋菓子・ドリンクスタンドなどの持ち帰り専門の店舗
(飲食店営業許可書・喫茶店営業許可書に「客室または客席を設けないこと」等の条件が付されている店舗及び、飲食する場所を設けていない店舗が該当します。)
- ② ケータリングなどのデリバリー専門の店舗
- ③ イートインスペースを有するスーパーやコンビニ等の小売店
- ④ 自動販売機(自動販売機内で調理を行うホットスナックなど) コーナー
- ⑤ ネットカフェ・漫画喫茶
- ⑥ 飲食スペースを有さないキッチンカー
- ⑦ ホテルや旅館等の宿泊施設において、宿泊客のみに飲食を提供する場合
- ⑧ 結婚式場・葬祭場等の人が集まる施設であって、当該施設本来の目的で利用する客のみに飲食を提供する場合
- ⑨ 学校、病院その他の施設において、集団給食業務を行う場合
- ⑩ 行事や祭り、イベント等で出店を行う場合
(飲食店営業許可書に「臨時」と記載されているもの及び、実態として露店やテントなど常設の店舗と考えられないもの)

[参考: 東京都における緊急事態措置等について]

<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/1007617/index.html>



○ 誰が協力金を受け取ることができますか？

飲食店を対象とした協力金については、飲食店営業許可等をお持ちの上で、協力金の対象店舗を運営し、営業時間の短縮要請に全面的に応じた企業・個人事業主等が受け取ることができます。

○ 協力金の支給を受けるには、いつから営業時間を短縮する必要がありますか？

4月12日から5月11日までの間に営業時間の短縮や休業に全面的にご協力いただくことが必要です。

ただし、酒類・カラオケ設備を提供する飲食店等のうち、従前の閉店時間が20時より前の店舗が休業に協力いただいた場合、または23区、八王子市、立川市、武蔵野市、府中市、調布市、町田市以外の区域で、従前の閉店時間が20時から21時までの店舗が休業または営業時間の短縮に協力いただいた場合は、4月25日から5月11日までの期間のご協力で申請いただけます。

なお、店舗に係る要件として、営業時間短縮の要請の開始日(令和3年4月12日)より前から、必要な許可等を取得のうえ営業を行っていることが必要です。ただし緊急事態措置期間である4月25日から5月11日までの期間のみが要請の対象になる店舗の場合は、4月24日までに必要な許可等を取得のうえ営業を行っていれば、協力金の対象となります。

○「中小事業者向け」の協力金の対象となる「中小企業・個人事業主等」とはどのような規模の事業者を指すのでしょうか？

都内に主たる店舗又は従たる店舗を有し、かつ、大企業及び「みなし大企業」に該当しない、次のいずれかの法人等を指します。

- (1) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業及び個人事業主
[参考:中小企業庁HP] <https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>
(飲食店は「小売業」の区分が適用となります。)
- (2) 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人であって、常時使用する従業員の数が(1)の中小企業と同規模のもの
- (3) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)に規定する一般社団法人又は一般財団法人であって、常時使用する従業員の数が(1)の中小企業と同規模のもの
- (4) 中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条に規定する中小企業者又は小規模企業者に該当する組合であって、常時使用する従業員の数が(1)の中小企業と同規模のもの

○要請に応じた休業や時短営業による閉店後、テイクアウト販売やデリバリーでの営業を続けても協力金の対象になりますか？

テイクアウト販売やデリバリーでの営業は、営業時間短縮要請の対象外であるため、要請に応じた休業中や時短営業による閉店後に継続しても問題ありません。ただし、テイクアウト専門店や宅配のみの業態については、そもそも営業時間短縮要請の対象外であるため、要請に協力いただいた方を対象とする本協力金の対象となりません。

○食品衛生法に定める飲食店営業許可を受けたライブハウスを運営しています。営業時間短縮の要請に協力し営業時間を短縮して閉店した後、店舗内で清掃や練習を行っても協力金の対象となりますか？

従業員による店舗の清掃や練習、オンライン配信のための撮影などで店舗に立ち入っても、営業していることには該当しません。必要な要件を満たすことで、協力金の対象となります。ただし、閉店後のオンライン配信に使用する場合であっても同時に複数の演奏者等が集まることを避けるなど、感染拡大の防止を徹底していただくことが必要です。

○営業時間の短縮や休業要請等の対象となっていない施設にテナントとして入居して飲食店を営んでいます。支給対象となりますか？

店内やフードコートなど施設内での飲食を前提とした飲食店で、要請内容に応じた営業時間の短縮等を行っている場合は、支給の対象となります。支給対象者は飲食店営業許可書に営業者として記載のある方となります。

○スポーツクラブなど、営業時間短縮や休業要請等の対象にならない施設内において、飲食店営業許可を受けた喫茶コーナーを運営しています。喫茶コーナー部分のみを飲食店等への営業時間短縮の要請に応じて協力をすれば、協力金の対象となりますか？

【スポーツクラブと喫茶コーナーの運営事業者が同一の場合】

飲食店として協力金を受け取るためには、施設全体(=この場合ではスポーツクラブ全体)での時短要請への協力が必要となります。このため、喫茶コーナーだけの営業時間短縮では、協力金の支給対象とはなりません。

【喫茶コーナーの運営事業者がテナントとして入居している(=別事業者)場合】

喫茶コーナーの運営事業者が許可を受け営業している場合、喫茶コーナーのみが時短要請に協力し、支給要件を満たすことで協力金の対象となります。

○ **休業要請を受けた大規模施設のテナントの飲食店です。「休業要請を行う大規模施設に対する協力金(4/25～5/11実施分)」も対象となるようですが、両方申請できますか。**

営業時間短縮要請を受けた飲食店事業者等が、「休業要請を行う大規模施設に対する協力金(4/25～5/11実施分)」のテナント事業者にも該当する場合は、どちらかを選択の上、申請してください。(協力金の支給額が異なりますので、ご注意ください。)なお、テナントとして入居する施設が中小企業等であって、「休業の協力依頼を行う中小企業等に対する支援金(4/25～5/11実施分)」の対象となる場合でも同様です。

○ **「感染防止徹底宣言ステッカー」を掲示していないと、協力金は支給されませんか？**

協力金の対象要件として、ガイドラインを遵守のうえ、「感染防止徹底宣言ステッカー」を掲示していただくことが必要です。

○ **「感染防止徹底宣言ステッカー」の掲示が令和3年5月12日以降になった場合は、協力金は支給されないのですか？**

この場合、協力金の支給対象にはなりません。

○ **コロナ対策リーダーを選任していないと、協力金は支給されませんか？**

コロナ対策リーダーは、店舗ごとに選任し、都のホームページから登録をしないと協力金は支給されません。

※感染防止徹底宣言ステッカー/コロナ対策リーダーについては、下記もご参照ください。

<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/torikumi/1008262/1008420/index.html>



○ **「感染防止徹底点検済証」とは何ですか。どうすればもらえますか。**

都は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と経済社会活動との両立を図るため、これまでの飲食店等に対する感染防止ガイドラインの取組を更に発展させ、都内飲食店等に対する点検・サポートの取組として、「徹底点検TOKYOサポート」プロジェクトを実施しております。「感染防止徹底点検済証」は、「徹底点検TOKYOサポート」プロジェクトによる店舗への点検が実施された時点において、都の定める基準を満たしていることが確認された場合に発行されます。

※「徹底点検TOKYOサポート」プロジェクトについては、下記もご参照ください。

<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/torikumi/1008262/1013511/index.html>



感染防止徹底宣言ステッカー/コロナ対策リーダー、感染防止徹底点検済証に関する問い合わせ先
《東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター》
電話番号:03-5388-0567 開設時間:9時から19時まで(土日祝日含む毎日)

申請書の書き方

○ **申請書の住所の記載で注意することはありますか？**

申請書(またはWEBの申請画面)等で記載いただく住所については、以下4点の住所の一致が必要です。必ず確認してください。

「申請者住所」＝「誓約書の住所」＝「本人確認書類の住所」＝「営業許可書の営業者住所」

※一致しない場合には、転居や住所相違に関する資料を添付してください。

営業許可書について

○ 営業許可書について注意することはありますか？

営業許可書については、特に不備が多く見られます。下記事例を参考に、適切な営業許可書の添付をお願いいたします。

<不備事例>

① 営業許可書の営業所所在地が申請店舗の住所と一致していない

- ・ 営業許可書の「営業所の所在地」は、申請店舗の住所と一致していることが必要です。
- ・ 移転している場合は、移転後の営業許可書を添付してください。

② 営業許可書の店舗名が申請店舗の名称と一致していない

- ・ 営業許可書の「営業所の名称」は、申請店舗の名称と同じであることが必要です。
- ・ 店舗の名称を変更している場合は、営業許可書表面に加え、変更記事が記載された面も添付してください。変更後まもなくで新しい店舗名称の営業許可書が手元にない場合は、変更手続きを行っていることを証明する書類を提出してください。

③ 営業許可書の営業者氏名が申請者と一致していない

- ・ 原則として、営業許可書の発行を受けている方が協力金申請の対象者となります。対象者が申請をしてください。
- ・ 一致しない場合には両者の関係を示す書類を提出いただき、審査することとなります。「飲食店等営業許可書に係る確認書 **別紙7** 又は **別紙8**」(本要項のP47~P48、またはポータルサイトからダウンロード)と合わせて必要な書類をご提出ください。

④ 営業許可書の営業許可期間が要請期間中で途切れている

- ・ 以下の場合には、新旧両方の営業許可書の提出が必要です。
 - 1) 営業許可期間の始期が4月12日以降となる場合
※要請対象期間が4/25～5/11の場合は4/25以降となる場合
→ **更新前の許可書も必要**
 - 2) 営業許可期間の終期が5月11日より前で満了する場合
→ **更新後の許可書も必要**

⑤ 飲食店営業許可書又は喫茶店営業許可書ではない書類が添付されている

- ・ 本協力金の申請には、食品衛生法で定める飲食店営業許可書又は喫茶店営業許可書の提出が必要です。それ以外の許可書では協力金の申請はできません。
- ・ 公安委員会が発行した「営業許可証—社交飲食店等」では申請できません。

申請手続き

○ 提出書類は簡素化できますか？

令和3年1月8日～2月7日実施分、令和3年2月8日～3月7日実施分、令和3年3月8日～3月31日実施分又は、令和3年4月1日～4月11日実施分の支給決定通知をお持ちの方で、前回申請時と申請者名、振込先口座、及び、申請する店舗が同一である場合、すでにご提出いただいた一部の書類の提出が省略できる簡易申請をご利用いただけます。また、**一日の売上高が10万円以下で、一律1日4万円の支給額で申請される方は、確定申告書・売上高を証明する書類の提出の必要はありません。**その他、「感染防止徹底点検済証」をご提出いただければ、店舗の営業実態を証明する書類やコロナ対策リーダーの宣誓書など、書類の提出を大幅に省略することが可能です。詳しくはP8~でご確認ください。

- 「4月1日～4月11日実施分」の申請をしていますが、支給決定通知が届いていません。簡易申請をしたいのですが、どうすればいいですか。

それ以前の「1月8日～2月7日実施分」、「2月8日～3月7日実施分」または「3月8日～3月31日実施分」の支給決定通知がお手元があり、申請者名、振込先口座、申請する店舗が同一である場合は、その直近の支給決定通知に記載の申込番号で簡易申請ができます。

いずれの支給決定通知もお持ちでない場合は、通常申請用の申請書をご使用ください。

- 支給決定通知は届いていますが、指定口座への協力金の入金がありません。いつ、支給になりますか？

通帳等に表示される振込名義は「トジタンキョウリヨクキン」（ただし、表示される箇所まで）となりますので、今一度、ご確認をお願いします。

- レンタルキッチンを借りて、不定期に飲食店を開いています。飲食店の営業許可書は取得していますが、協力金の対象となるでしょうか？

レンタルキッチン、シェアキッチン等を借りて営業している場合、店舗の営業に関する全体的な管理権限を有していないため、協力金の対象とはなりません。

支給額の算定

- 一日の売上高を計算する際、定休日は除外し、実際に営業した日数で割ってもいいですか？

暦日数（カレンダーの日数）で割って算出してください。4・5月は61日間です。また、特例等により選択した月が2019年の2・3月の場合は、59日間となります。開店から要請期間の開始まで2か月に満たない場合は、その実際の期間の売り上げを暦日数で割って算出してください。

- 中小企業ですが、一店舗当たりの一日の支給単価の上限額は10万円でしょうか？

売上高方式を選択いただいた場合の一店舗当たりの一日の支給単価の上限額は10万円です。売上高減少額方式を選択いただいた場合は、一店舗当たりの一日の支給単価の上限額は20万円となります。

- 新規開店の特例により、4・5月ではなく、任意の2か月を選択したいのですが、例えば2019年11月15日から開店したので、11月15日から1月14日までの2か月を選択してもよいですか。

2か月を選択する場合、月の途中からカウントすることができません。この場合、12月以降の2か月を選択してください。

- 中小事業者ですが、2020年の4・5月はコロナ禍による休業、2019年の4・5月は店舗の改装により、ともに売り上げがほとんどありませんでした。この場合、4、5月ではなく、特例として任意の2か月を選択して計算をしてもよいですか。

原則として、新規開店や合併、罹災などの特例に当てはまらない場合は、一日の売上高10万円以下（一律1日4万円の支給単価）として計算していただくこととなります。特例として申請いただいた場合は、審査の上でご事情をお伺いすることとなります。

飲食店等営業許可書に係る確認書

東京都知事 殿

<p>【対象店舗】 (名 称) _____ (所在地) _____ (営業許可番号) _____</p>
--

上記店舗に対する東京都の「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金」については、実態として店舗を運営する申請者（乙）が代表して申請し、受領することを承諾します。

営業許可書上の営業者（甲）は自ら申請を行わず、かつ、その他の店舗運営者がある場合にも、乙を本件の代表者とするものといたします。

<p>【飲食店営業許可書の営業者（甲） 自署欄】</p> <p style="text-align: right;">記入日：令和 年 月 日</p> <p>住 所 (法人の場合は本社所在地) _____</p> <p>氏 名 (法人の場合は法人名及び確認者職氏名) _____</p> <p>電 話 番 号 _____</p>
--

<p>【申請者（乙） 自署欄】</p> <p style="text-align: right;">記入日：令和 年 月 日</p> <p>本社（代表者） 所 在 地 _____</p> <p>事 業 者 名 (法人名又は屋号) _____</p> <p>代 表 者 名 (個人事業主氏名) _____</p> <p>電 話 番 号 _____</p>

飲食店等営業許可書に係る確認書

東京都知事 殿

【対象店舗】

(名称)

(所在地)

(営業許可番号)

上記店舗に対する東京都の「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金」については、営業許可書に記載の営業者である私が代表して申請し、受領することといたします。

【飲食店営業許可書の営業者 自署欄】

記入日：令和 年 月 日

住所

(法人の場合は本社所在地)

氏名

(法人の場合は法人名及び代表者氏名
※ゴム印+代表者印も可)

電話番号

なお、施設内の店舗営業者に対しては以下のとおり確認済みです。

【店舗営業者 自署欄】

頭書の内容について、異議はありません。店舗単独での協力金申請は行いません。

記入日：令和 年 月 日

(屋号・店舗名)

(法人名)

事業者名
(屋号及び法人名)代表者名
(個人事業主氏名)

電話番号

協力金の申請者と営業許可書の名義が異なる場合等に提出が必要となる 「飲食店等営業許可書に係る確認書」記入例

(1) 申請者と営業許可書の名義が異なる場合 (業務委託、共同経営など) 別紙7

協力金の申請者と営業許可書の名義が異なる場合に提出が必要です。

- ・賃貸借契約、業務委託契約等の相手方(施設管理者)が許可書を有する場合
- ・共同代表など、経営上のパートナー等が許可書を有する場合 など

【営業許可書と協力金申請者の名義相違の場合】 別紙7

飲食店等営業許可書に係る確認書

東京都知事 殿

【対象店舗】
(名称) **居酒屋●●新宿店**

(所在地) **新宿区西新宿2-8-1**

(営業許可番号) **31新保衛食第0000号**

上記店舗に対する東京都の「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金」については、実態として店舗を運営する申請者(乙)が代表して申請し、受領することを承諾します。

営業許可書上の営業者(甲)は自ら申請を行わず、かつ、その他の店舗運営者がある場合にも、乙を本件の代表者とすることといたします。

【飲食店営業許可書の営業者(甲) 自署欄】

記入日：令和 3年 6月 30日

住 所 **新宿区西新宿1-0-0**

(法人の場合は本社所在地)

氏 名 **株式会社都庁産業 代表取締役社長 東京太郎**

(法人の場合は法
及び代表者氏名
捺印+代表者
印)

電 話 番 号 **03-1234-5678**

【申請者(乙) 自署欄】

記入日：令和 3年 6月 30日

本社(代表者) 所在地 **新宿区東新宿2-0-0**

事業者名 (法人名又は屋号) **新宿花子**

代表者名 (個人事業主氏名) **新宿花子**

電 話 番 号 **03-9876-5432**

(2) 施設の管理者が一括して申請する場合 (フードコートなど) 別紙8

営業許可書の営業者が店子等に代わり申請する場合に提出が必要です。

- ・1枚の営業許可書に複数の施設利用者がいる場合
- ・委託の発注者が店子に代わり申請する場合 など

【営業許可書上の営業者が協力金申請者となる場合】 別紙8

飲食店等営業許可書に係る確認書

東京都知事 殿

【対象店舗】
(名称) **新宿フードコート**

(所在地) **新宿区西新宿2-8-1**

(営業許可番号) **31新保衛食第0000号**

上記店舗に対する東京都の「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金」については、営業許可書に記載の営業者である私が代表して申請し、受領することといたします。

【飲食店営業許可書の営業者 自署欄】

記入日：令和 3年 6月 30日

住 所 **新宿区西新宿1-0-0**

(法人の場合は本社所在地)

氏 名 **株式会社都庁産業 代表取締役社長 東京太郎**

(法人の場合は法
及び代表者氏名
捺印+代表者
印)

電 話 番 号 **03-1234-5678**

なお、施設内の店舗運営者に対しては以下のとおり確認済みです。

【店舗運営者 自署欄】

頭書の内容について、異議はありません。店舗単独での協力金申請は行いません。

記入日：令和 3年 6月 30日

事業者名 (屋号・店舗名) (法人名) **●●飯店 有限会社新宿商店**

代表者名 (屋号及び法人名) **代表取締役社長 新宿花子**

代表者名 (個人事業主氏名) **新宿花子**

電 話 番 号 **03-9876-5432**

- ① ・営業許可書の営業者と同一です。
・自署が必要です。
・法人の場合、氏名ゴム印+代表者印、又は役職者自署+社印でも可です。ただし、氏名ゴム印+私印は不可です。

- ② ・協力金の申請者と同一です。
・自署が必要です。
・法人の場合、氏名ゴム印+代表者印、又は役職者自署+社印でも可です。ただし、氏名ゴム印+私印は不可です。

甲乙の関係がわかる書類とともに提出してください。
(例) 賃貸借契約書、業務委託契約書、
確定申告書(青色決算報告書のp.2) など

- ③ ・営業許可書の営業者と同一です。
・自署が必要です。
・法人の場合、氏名ゴム印+代表者印でも可です。

- ④ ・自署が必要です。
・法人の場合、氏名ゴム印+代表者印でも可です。
ただし、代表者の私印は不可です。

甲乙の関係がわかる書類とともに提出してください。
(例) 賃貸借契約書(図面含め全体)、
業務委託契約書(図面含め全体) など

協力金の計算事例 ※売上高は全て消費税及び地方消費税を除いた金額

事例1：23区内にある飲食店の店舗の場合（売上高方式を採用）

年	4月売上高	5月売上高
2019年	3,000,000円	3,000,000円

①店舗ごとの1日当たりの売上高の計算

4月と5月合計の売上高が大きい方の年（2019年）の売上高で計算。

$$\begin{array}{l} \text{2019年} \\ \text{1日当たりの売上高} \end{array} : \left(\begin{array}{cc} \text{4月売上高} & \text{5月売上高} \\ \text{3,000,000} & + \text{3,000,000} \end{array} \right) \div \begin{array}{c} \text{4月5月の日数} \\ \text{61日} \end{array} = \begin{array}{c} \text{1日当たり売上高} \\ \text{98,360円} \end{array} \quad \begin{array}{c} \text{10万円} \\ \text{以下} \end{array}$$

円未満切り捨て

②協力金の額の計算（売上高方式）

$$\begin{array}{l} \text{協力金の額} : \\ \text{1日当たり協力金の額} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{営業時間短縮} \\ \text{要請日数} \\ \text{30日} \end{array} = \begin{array}{c} \text{協力金の額} \\ \text{1,200,000円} \end{array}$$

※1日当たりの売上高が100,000円以下なので一律、1店舗当たりの協力金日額40,000円

事例2：八王子市にある飲食店の店舗の場合（売上高減少額方式を採用）

年	4月売上高	5月売上高
2019年	10,000,000円	12,000,000円
2020年	4,000,000円	4,200,000円
2021年	3,000,000円	3,200,000円

①店舗ごとの1日当たりの売上高の計算

4月と5月合計の売上高が大きい方の年（2019年）の売上高と2021年の売上高で計算。

$$\begin{array}{l} \text{2019年} \\ \text{1日当たりの売上高} \end{array} : \left(\begin{array}{cc} \text{4月売上高} & \text{5月売上高} \\ \text{10,000,000} & + \text{12,000,000} \end{array} \right) \div \begin{array}{c} \text{4月5月の日数} \\ \text{61日} \end{array} = \begin{array}{c} \text{1日当たり売上高} \\ \text{360,655円} \end{array} \quad \begin{array}{c} \text{25万円} \\ \text{以上} \end{array}$$

$$\begin{array}{l} \text{2021年} \\ \text{1日当たりの売上高} \end{array} : \left(\begin{array}{cc} \text{4月売上高} & \text{5月売上高} \\ \text{3,000,000} & + \text{3,200,000} \end{array} \right) \div \begin{array}{c} \text{4月5月の日数} \\ \text{61日} \end{array} = \begin{array}{c} \text{1日当たり売上高} \\ \text{101,639円} \end{array}$$

円未満切り捨て

②協力金の額の計算（売上高方式の場合）

$$\begin{array}{l} \text{協力金の額} : \\ \text{2019年} \\ \text{1日当たり協力金の額} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{営業時間短縮} \\ \text{要請日数} \\ \text{30日} \end{array} = \begin{array}{c} \text{協力金の額} \\ \text{3,000,000円} \end{array}$$

※1日当たりの売上高が250,000円以上なので一律、1店舗当たりの協力金日額100,000円

③協力金の額の計算（売上高減少額方式の場合）

$$\begin{array}{l} \text{協力金の額} : \\ \left(\begin{array}{cc} \text{2019年} & \text{2021年} \\ \text{1日当たり売上高} & \text{1日当たり売上高} \\ \text{360,655円} & - \text{101,639円} \end{array} \right) \times \begin{array}{c} \text{営業時間短縮} \\ \text{要請日数} \\ \text{0.4} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{営業時間短縮} \\ \text{要請日数} \\ \text{30日} \end{array} = \begin{array}{c} \text{協力金の額} \\ \text{3,120,000円} \end{array}$$

千円未満切り上げ 103,606円 → 104,000円

事例3：2019年5月16日に開店した立川市にある飲食店の店舗の場合

年	売上高											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
2019年	-	3,000,000	6,300,000	7,000,000	6,500,000	6,000,000	6,200,000	6,500,000	6,100,000	6,000,000	6,300,000	6,000,000
2020年	3,000,000	3,200,000	3,100,000	3,500,000	4,000,000	3,500,000	3,600,000	3,300,000	3,000,000	2,200,000	2,100,000	2,300,000
2021年	2,100,000	2,200,000										

①協力金の額の計算（新規開店特例）

連続する任意の2か月分の売上高として2019年7月8月で計算。

$$\begin{aligned}
 \text{協力金の額} &: \left(\begin{array}{c} \text{7月売上高} \\ \text{7,000,000円} \end{array} + \begin{array}{c} \text{8月売上高} \\ \text{6,500,000円} \end{array} \right) \div \begin{array}{c} \text{7月8月} \\ \text{の日数} \\ \text{62日} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{営業時間短縮} \\ \text{要請日数} \\ \text{0.4} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{協力金の額} \\ \text{30日} \end{array} = \text{2,640,000円} \\
 & \quad \text{千円未満切り上げ 87,096円} \rightarrow \text{88,000円}
 \end{aligned}$$

売上高減少額方式をとると、売上高の減少額に0.4をかけて算出した金額が一店舗当たりの一日の協力金単価になります（上限20万円）。一方、売上高方式の場合は、一日の売上高が25万円以上だと一日の支給単価の上限は一律10万円です。

そのため、場合によっては、売上高減少額方式のほうが、支給額が多くなるケースがあります。

例：2019年の一日の売上高が30万円、今年は休業して0円の場合

売上高方式：一日の売上高が25万円以上なので、一律10万円×30日=300万円

売上高減少額方式：(30万円-0)×0.4=12万円(←支給単価)

12万円×30日=360万円

(算出した12万円が20万円を超えないので、そのまま一日の支給単価として計算できます)



東京都

東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター

(電話) 03-5388-0567 (受付時間) 9時から19時まで(土、日、祝日も開設しています。)

[令和3年6月30日から] 感染拡大防止協力金等コールセンター (電話) **0570-0567-92**